

仁淀川町まちづくり計画



西仁淀合併協議会（池川町・吾川村・仁淀村）

仁淀川町（平成28年3月変更）

仁淀川町（令和3年3月変更）

目次

第1章	序論	3
1	合併の必要性	3
(1)	少子・高齢化の進行	3
(2)	地方分権の進展	3
(3)	厳しい財政状況への対応	4
(4)	行財政の効率化への取り組み	4
2	計画策定の方針	5
(1)	計画の趣旨	5
(2)	計画の構成	5
(3)	計画期間	5
(4)	その他	5
第2章	仁淀川町の概況	6
1	概況	6
(1)	位置及び地勢	6
(2)	気候	7
(3)	土地利用	7
(4)	人口及び世帯	8
(5)	産業構造	9
2	人口の見通し	17
3	地域の課題	18
第3章	新町の基本方針	20
1	新町の将来像・基本理念	20
2	新町の目標	21
3	まちづくりを推進するにあたって	24
(1)	行財政運営の効率化	24
(2)	住民と行政の協働	24
第4章	新町の主要施策	25
1	施策体系	25
2	各施策の概要	28
(1)	環境にやさしい暮らしづくり	28
(2)	安心・安全な生活環境づくり	29
(3)	地域ぐるみの健康づくり	32
(4)	地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり	34
(5)	地域の個性を活かした産業づくり	37
(6)	新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり	39
(7)	移住促進による地域づくり	40
(8)	雇用の拡大による生活基盤づくり	41

第5章	公共的施設の適正配置と整備	42
第6章	財政計画	43
1	基本的な考え方	43
2	期間	43
3	範囲	43
4	設定条件	43
5	財政計画	46

第1章 序 論

今日の市町村を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進行、地方分権の進展、国・地方の財政の著しい悪化など大きく変化しており、特に、人口規模の小さい町村ほど人口減少が著しく、高齢化率が高くなっている傾向にあります。このまま推移すれば地域社会の存続そのものが危うくなりかねない地域が出てくることが懸念され、このような地域では必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。

このような情勢の中、市町村合併は、地域の一体的な整備、市町村の行財政基盤の強化、社会福祉等身近な行政サービスの充実などを図るとともに、将来にわたる地域の持続可能な発展を確保するための有効な一つの手段となっています。

1 合併の必要性

(1) 少子・高齢化の進行

本格的な少子・高齢化の進行に伴い、保険や介護、医療・福祉等の施策を充実・強化することが必要となりますが、一方、行政経費を負担する納税者(生産人口)の減少と行政サービスの需要の増加というアンバランスが予想されています。

特に、私たち3町村においても、人口が減少傾向にあるとともに高齢化の進行が著しいことから、福祉施策の充実・強化が極めて重要な課題となりますが、各町村における財政的な負担や高齢者を支える人的資源の確保が懸念されています。

このため、合併によるスケールメリットを活かしながら、一体的・計画的な行政を推進し、住民ニーズに対応した効率的・専門的なサービスの充実を図っていく必要があります。

(2) 地方分権の進展

地方分権の推進は、個性豊かな地域づくりの実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民にもっとも身近な地方公共団体が各種処理を行うことが基本となることから、市町村の役割が一層重要となっています。

今後、地方分権を確かなものとしていくためには、社会情勢の変化や住民からの様々なニーズに的確に対応できる、政策立案能力や事業遂行能力の向上が必要であり、そのための人員の確保や専門的な人材の育成といった組織体制の充実・強化及び健全かつ自主性のある財政基盤の強化が必要となります。

また、自分たちのまちは自分たちでつくるという、行政と住民に共通するまちづくり意識の改革が必要です。

(3) 厳しい財政状況への対応

国と地方をあわせた長期債務残高は増加の一途をたどっており、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、国はデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくこととし、「経済財政運営と改革の基本方針」等の方針、計画を着実に実行するとしています。

これら国の動向は町の行財政運営に大きく関連しますので、国の動向を注視し情報収集に努めると共に、経済財政状況の変化に対応できる、行財政基盤の構築が必要になっています。

(4) 行財政の効率化への取り組み

限られた財源の中で、より効率的な行財政運営を確立するためには、人件費など管理経費の削減等による経費の効率化を図ることが必要です。

また、行財政の効率化を図る意味でも、今後の事業のあり方については、各種事業や計画を進める過程において、現在もっている資源・歴史・文化を最大限に活かす戦略的な目標を立て、検討を重ねながら事業化または事業の優先度を決定し、住民ニーズに応じたより良いサービスと効率化を図るための新しい行政経営システムの構築を検討する必要があり、そのための組織体制を充実強化しなければなりません。

(1) 計画の趣旨

本計画は、池川町、吾川村、仁淀村の合併後の新しいまちの建設を総合的かつ効率的に推進することを目的とし、本計画を実施することにより、新しいまちとしての速やかな一体性を確立し、住民福祉の一層の向上とまち全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新しいまちを建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、平成18年度から令和7年度までの20か年とします。

(4) その他

- ① 主要施策については、各地域の課題を把握したうえで、地域の特性を活かせるような事業をハード、ソフトの両面にわたり、積み立てた基金の活用など効果的な事業展開を図っていくことを基本に検討します。
- ② 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討します。
- ③ 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新しいまちにおいて積み立てた基金を適正に活用しながら、健全な財政運営が行われるよう十分に留意します。
- ④ 仁淀川町の進むべき方向に関するより詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき新町において策定される基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

第2章 仁淀川町の概況

1 概況

(1) 位置及び地勢

仁淀川町は、高知県の北西部に位置し、高知市からは約50km、車で約1時間半の距離となっています。

広域的にみると高知市と松山市の間に位置し、両市を結ぶ国道33号や国道439号が交差する地域であり、北に四国山地、東西に仁淀川が横断する美しい自然に恵まれたところです。

仁淀川町を流れる仁淀川は、愛媛県の久万高原町に源を発し、長者川、土居川、などの数多くの支流を集めながら太平洋へと注ぎ込んでいます。地形は標高約1000m～1,800mであり、山間部を形成しています。集落は川沿いまたは山麓に点在しています。



(2) 気候

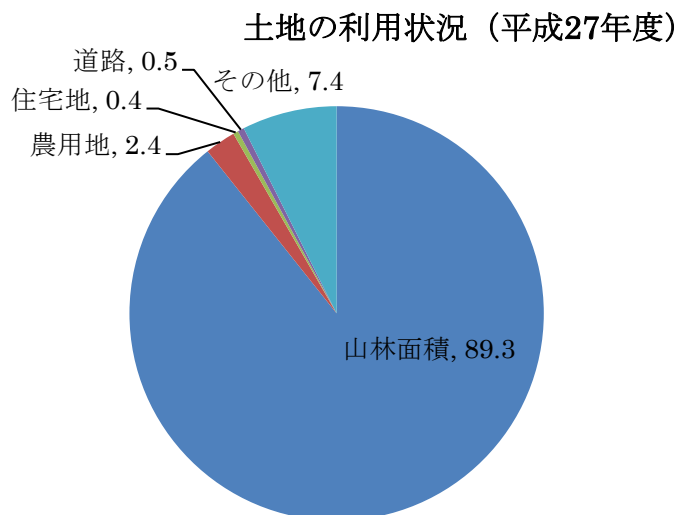
仁淀川町は、標高差が大きく、平均気温は山岳部が15℃前後で、冬季には積雪もみられるところがあります。また、梅雨時の雨が多いこと、夏から秋にかけて台風の影響によるまとまった雨が多いことなどから、年間雨量は多いところで、2,500mmに達するなど、比較的温暖多雨な地域です。

この地域は、その立地条件を活かして農林業をはじめとする里山産業が古くから主となっています。特に製茶業は県下でも有数の生産高を誇り、茶どころの地域として知られています。

(3) 土地利用

仁淀川町の面積は、東西に16km、南北に29km総面積333.00km²の広がりを持ち、県全体の4.69%を占めています。

土地利用においては、農用地が2.4%、宅地が0.4%、道路が0.5%、山林が89.3%等となっています。



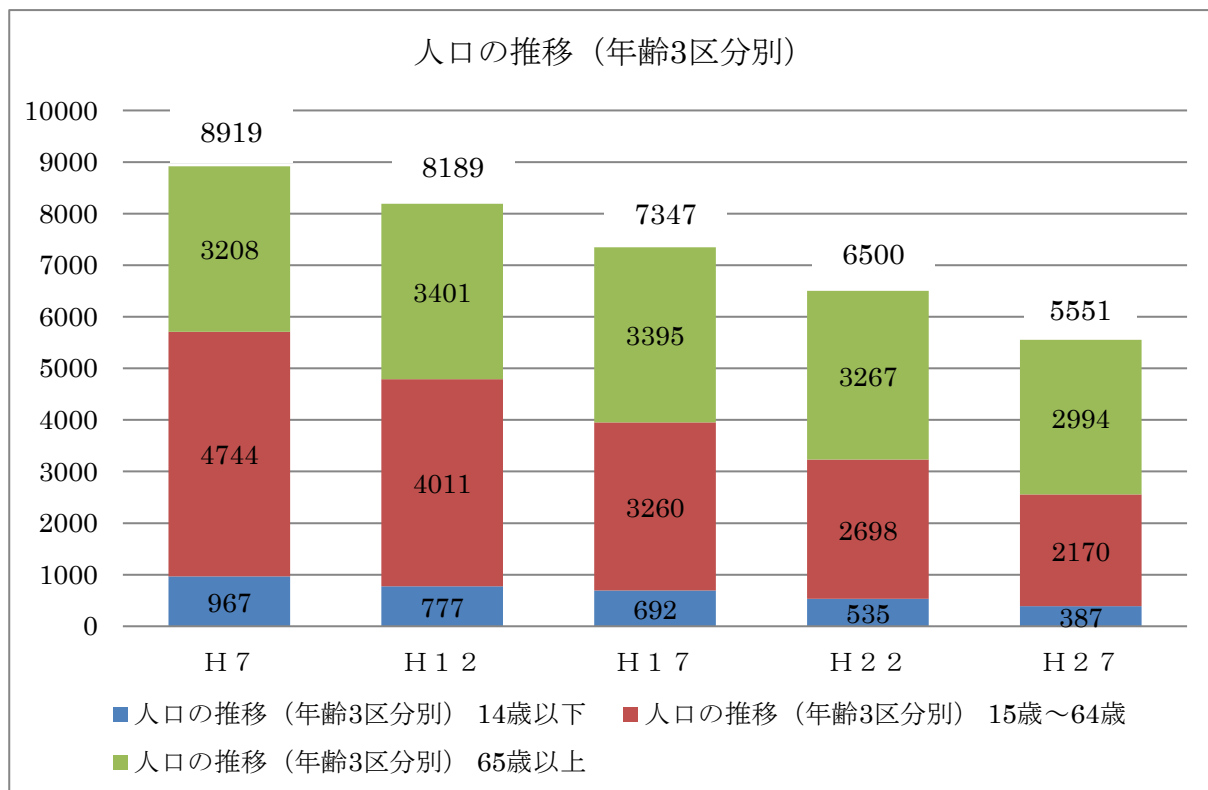
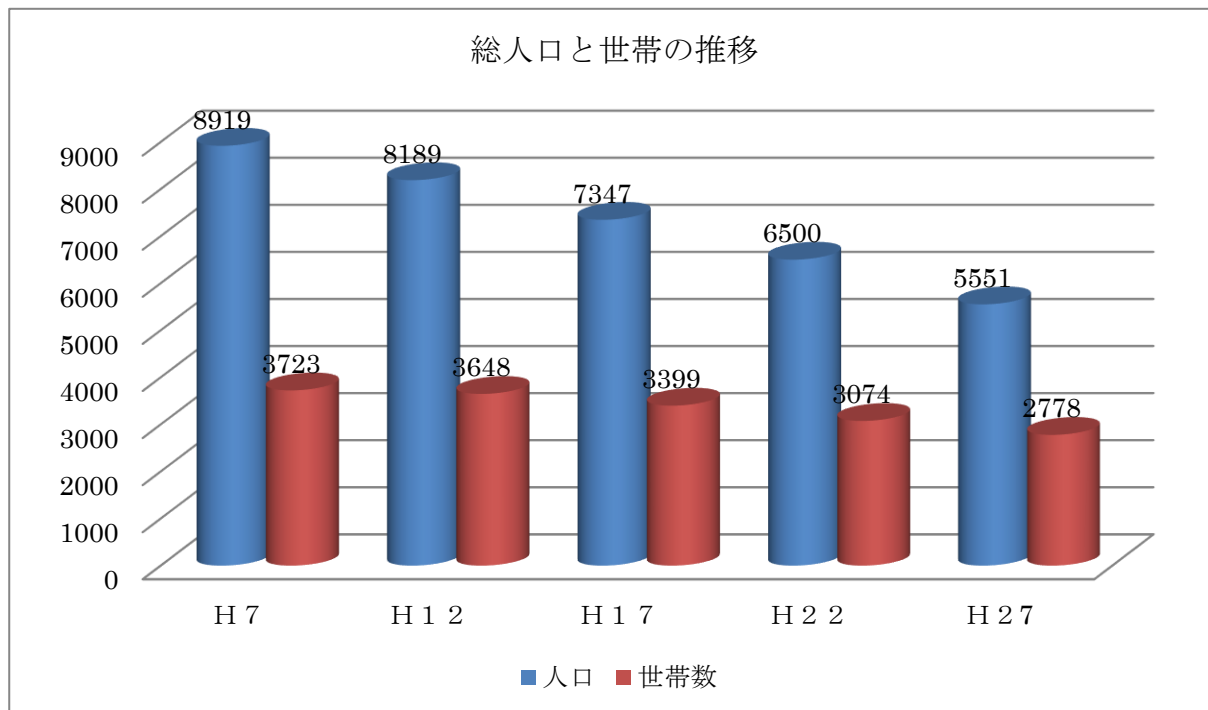
※資料：2015年農林業センサス

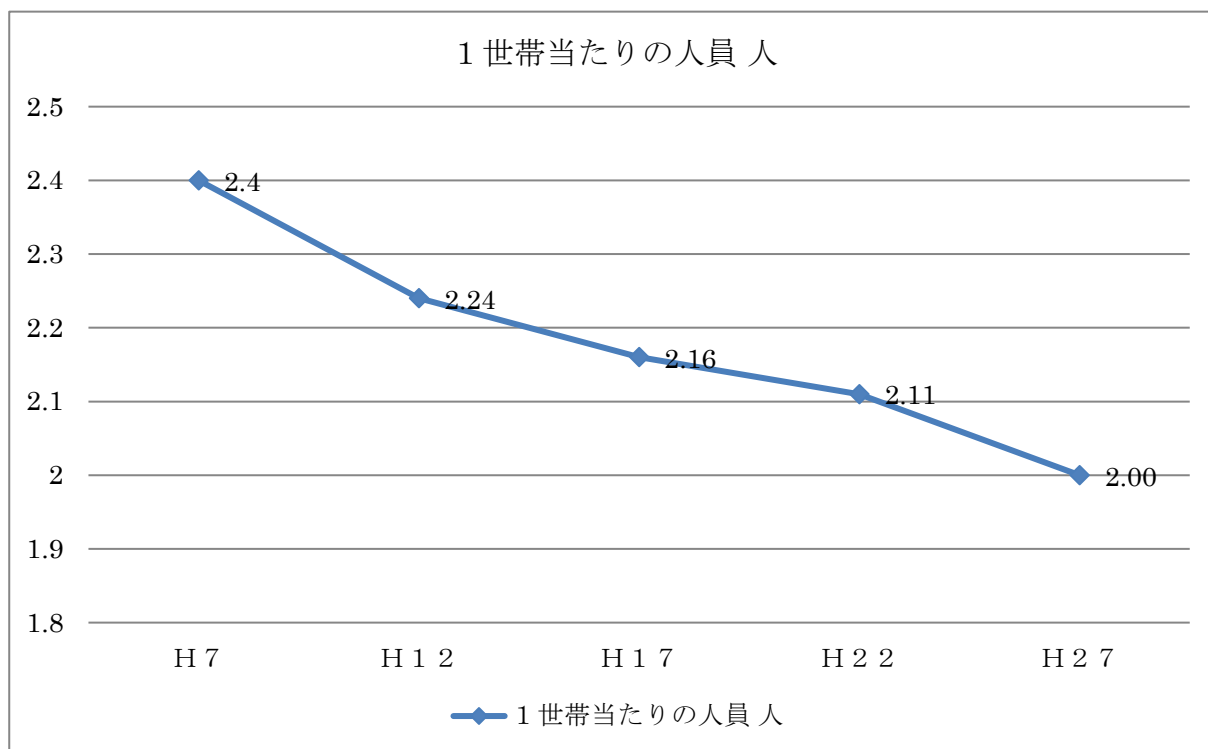
(4) 人口及び世帯

平成2年以降、本地域の人口と世帯数は、減少傾向を示しています。

全体の人口をみると、平成27年では、5,551人となっており、年齢別（3段階表示）にみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向が激しく推移し、老年人口（65歳以上）も減少で推移しています。この傾向から、少子・高齢化が進行していることがわかります。

また、世帯数は2,778世帯で、1世帯あたりの人員は、2.0人となっており、核家族化が進行しています。



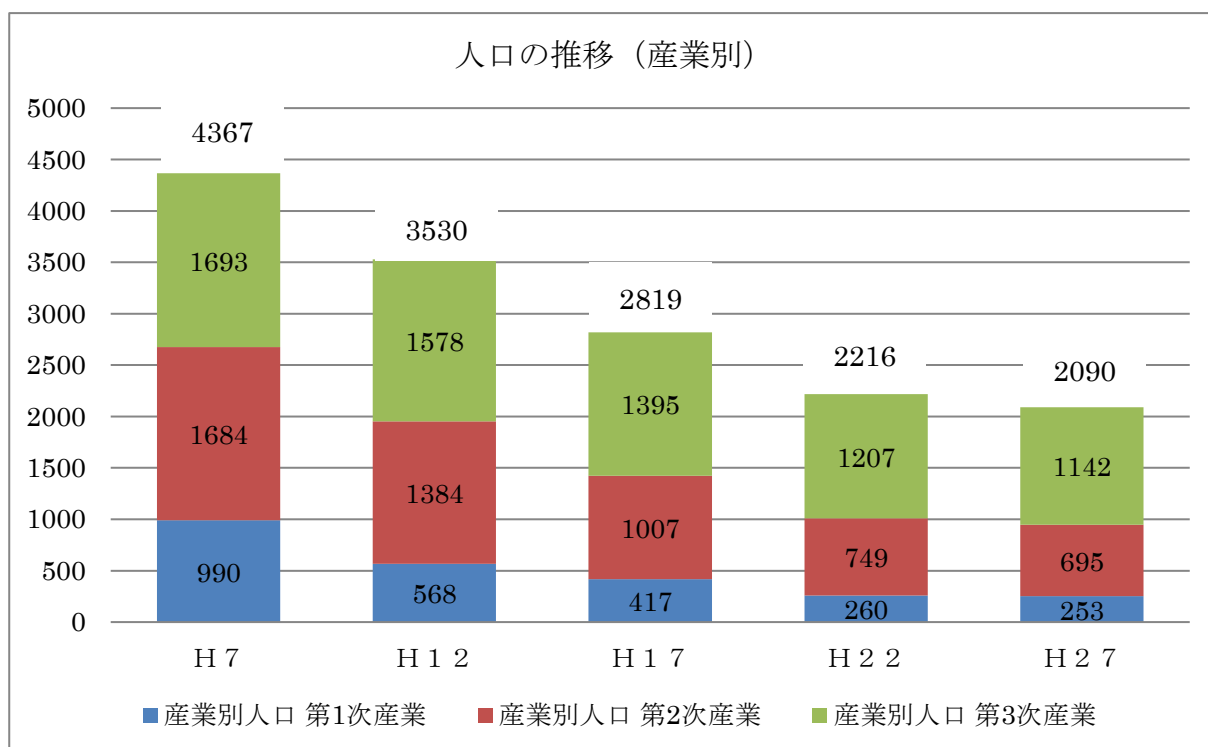


(5) 産業構造

① 産業人口

平成27年の産業別人口をみると、就業者総数に対する割合は、第1次産業12.1%、第2次産業33.3%、第3次産業54.6%となっており、経年傾向では、全産業で減少が進んでいることが分かります。

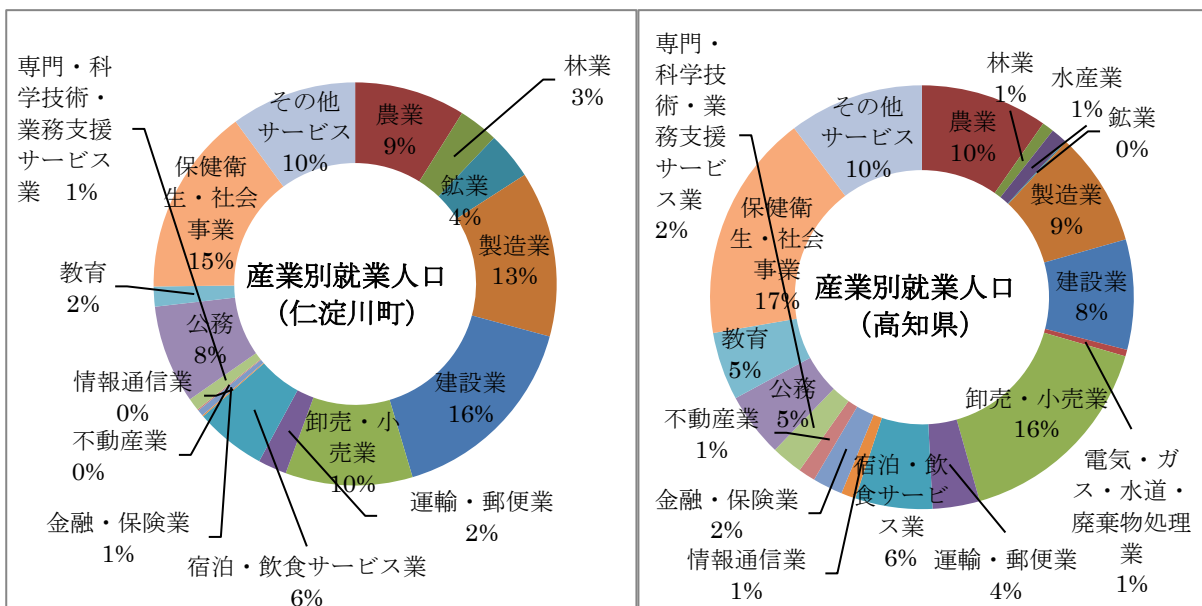
対就業者総数構成比を県全体と比較してみると、第1次・第2次産業に対する割合が高く、第3次産業に対する割合が低くなっています。



産業別就業人口（平成 27 年）

（単位：人、％）

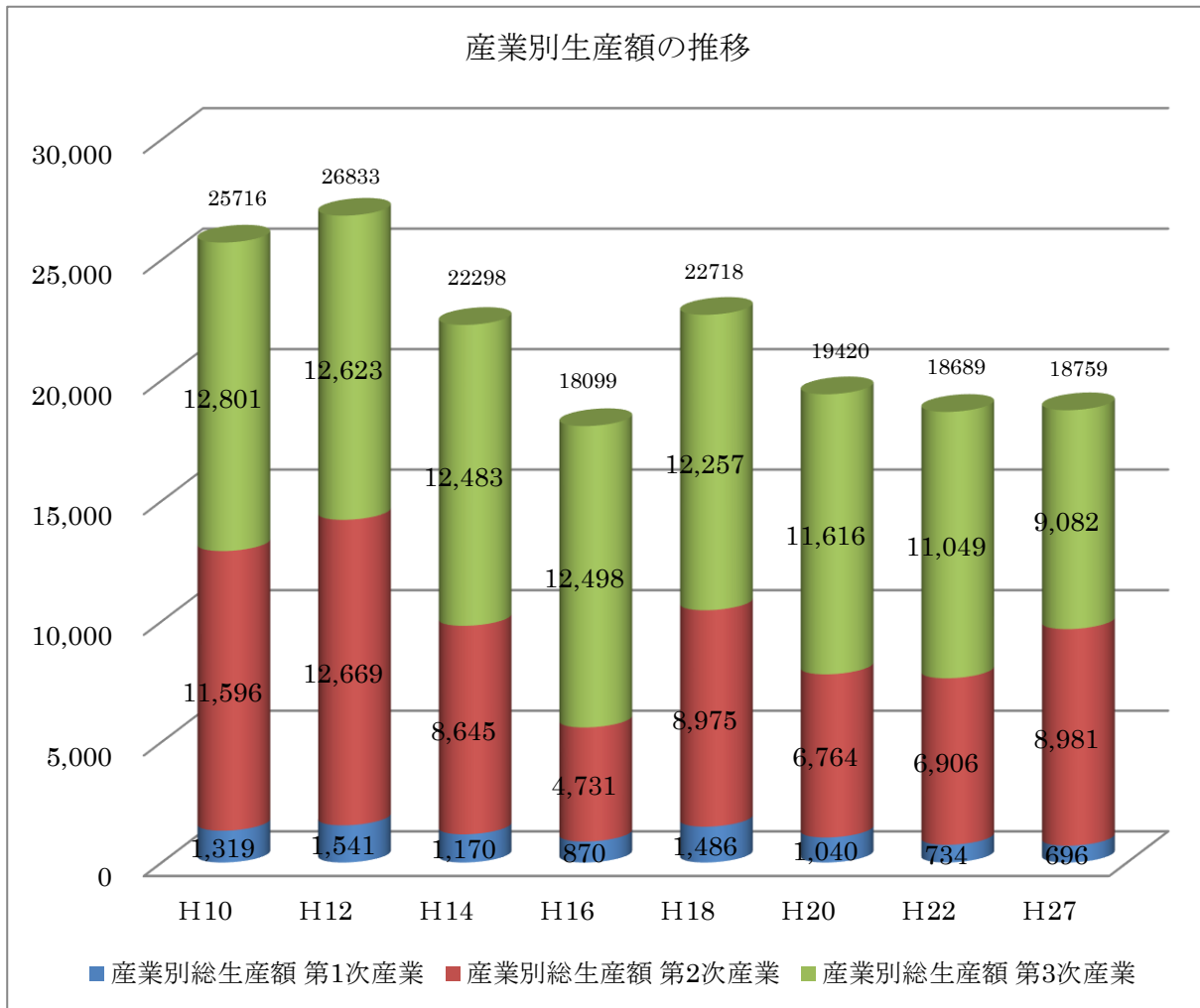
区 分	仁淀川町			高知県	
		構成比	県全体に占める割合		構成比
第1次産業	253	12.1	0.7	36,923	11.8
農業	186	8.9	0.6	30,337	9.7
林業	67	3.2	2.3	2,951	0.9
漁業	0	0.0	0.0	3,635	1.2
第2次産業	695	33.3	1.3	53,755	17.2
鉱業	80	3.8	19.9	403	0.1
製造業	276	13.3	1.0	27,031	8.7
建設業	339	16.2	1.3	26,321	8.4
第3次産業	1,142	54.6	0.5	222,070	71.0
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	0	0.0	0.0	1,515	0.5
卸売・小売業	213	10.2	0.4	50,345	16.1
運輸・郵便業	49	2.3	0.4	11,245	3.6
宿泊・飲食サービス業	120	5.7	0.6	18,595	5.9
情報通信業	2	0.1	0.1	3,497	1.1
金融・保険業	10	0.5	0.1	7,079	2.3
不動産業	2	0.1	0.1	3,955	1.3
専門・科学技術・業務支援サービス業	21	1.0	0.3	7,637	2.4
公務	166	7.9	1.1	15,459	4.9
教育	33	1.6	0.2	16,388	5.2
保健衛生・社会事業	316	15.1	0.6	54,377	17.4
その他サービス	210	10.1	0.7	31,978	10.3
計	2,090	100.0	0.7	312,748	100.0
分類不能	80	—	—	10,660	—



② 産業別総生産額

平成 27 年の産業別総生産額をみると総生産額に対する割合は、第 1 次産業 3.7%、第 2 次産業 47.9%、第 3 次産業 48.4%となっています。

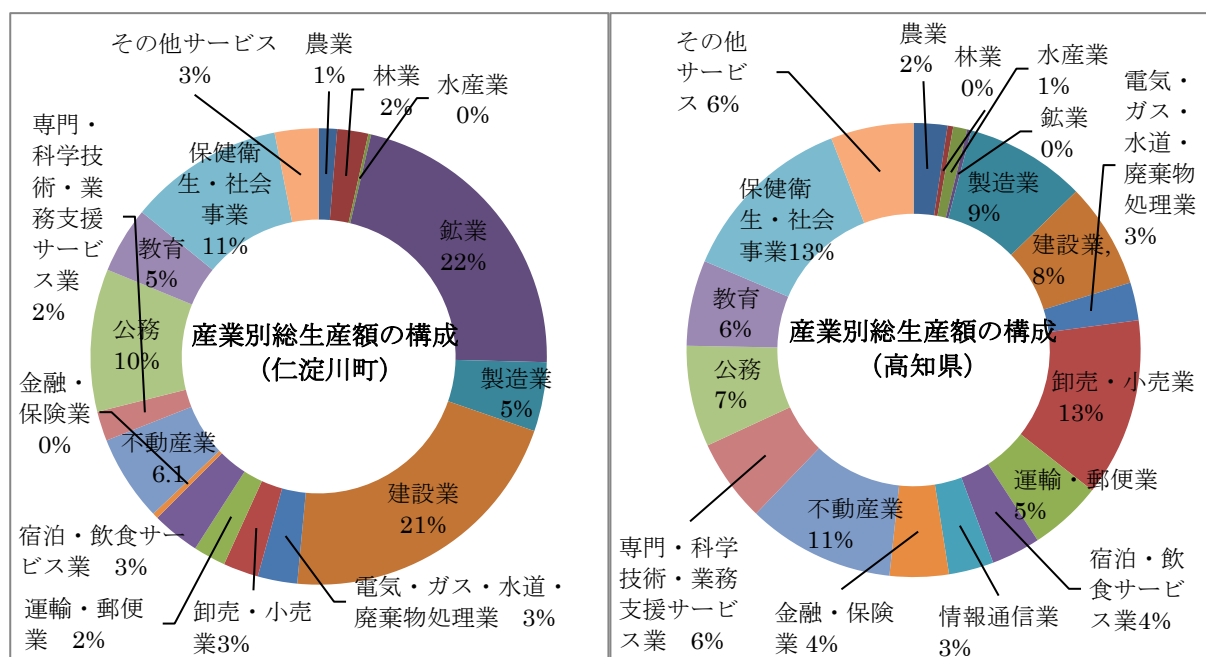
経年傾向では、第 2 次産業の割合が増加傾向、第 1 次・第 3 次産業は減少傾向になっています。



産業別総生産額（平成 27 年）

（単位：百万円、％）

区 分	仁淀川町			高知県	
		構成比	県全体に占める割合		構成比
第1次産業	696	3.7	0.8	89,833	3.8
農業	249	1.3	0.4	58,396	2.4
林業	405	2.2	4.7	8,527	0.4
水産業	42	0.2	0.2	22,910	1.0
第2次産業	8,981	47.9	2.3	387,374	16.4
鉱業	4,077	21.8	56.1	7,261	0.3
製造業	922	4.9	0.5	202,998	8.6
建設業	3,982	21.2	2.2	177,115	7.5
第3次産業	9,082	48.4	0.5	1,891,004	79.8
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	519	2.8	0.8	63,231	2.7
卸売・小売業	461	2.5	0.2	301,843	12.7
運輸・郵便業	431	2.3	0.3	124,572	5.2
宿泊・飲食サービス業	644	3.4	0.8	83,876	3.5
情報通信業	0	0.0	0.0	77,275	3.2
金融・保険業	77	0.4	0.1	98,833	4.2
不動産業	1,152	6.1	0.5	247,783	10.5
専門・科学技術・業務支援サービス業	388	2.1	0.3	139,078	5.9
公務	1,889	10.1	1.1	170,550	7.2
教育	883	4.7	0.6	144,063	6.1
保健衛生・社会事業	2,063	10.9	0.7	300,024	12.7
その他サービス	575	3.1	0.4	139,876	5.9
計	18,759	100.0	0.8	2,368,211	100.0

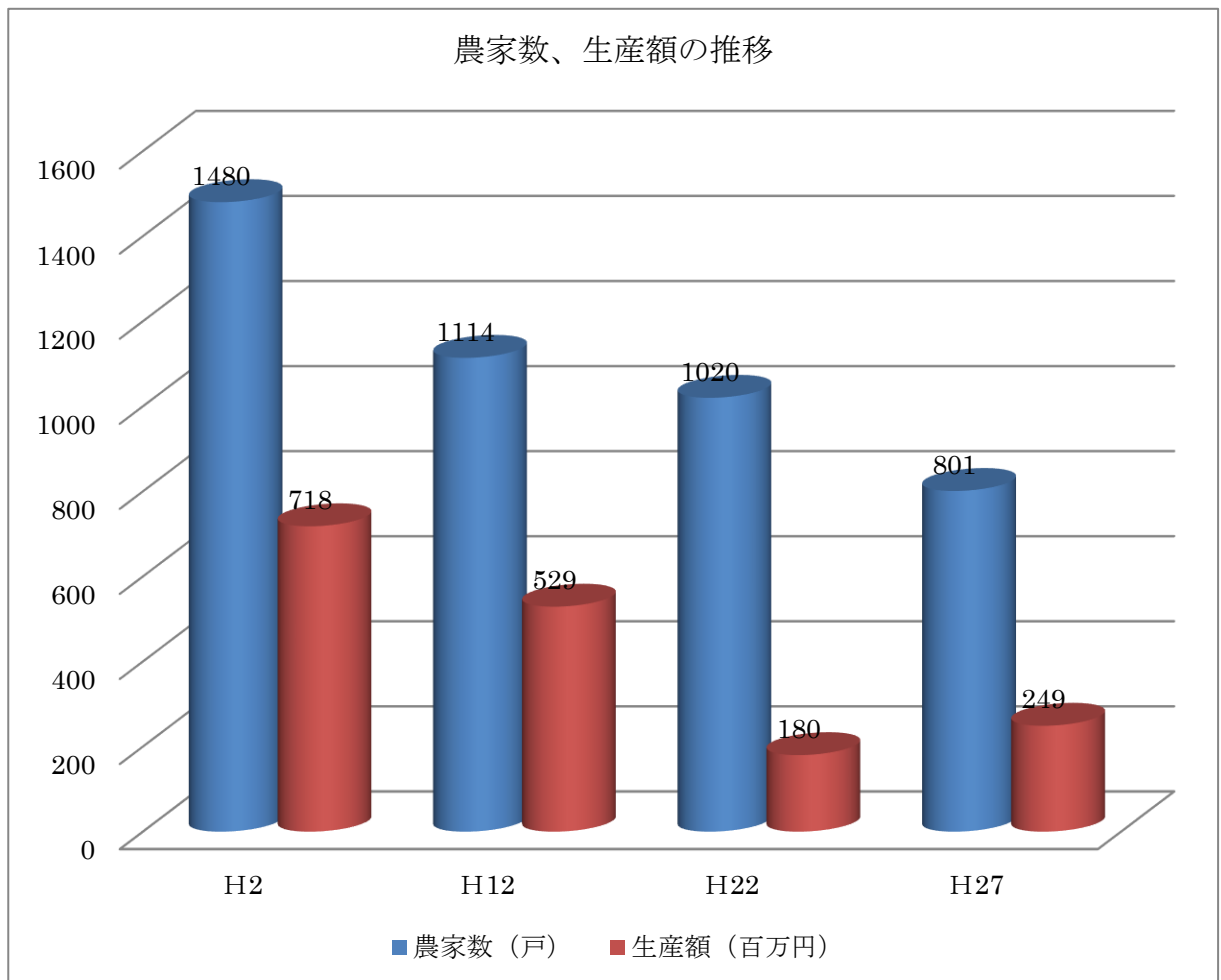


③ 主要産業

(ア) 農業の状況

農家数は、平成 27 年は 801 戸で 60 年の 1,811 戸に比べ 30 年間で 1,010 戸（55.8%）と半数以上減少しています。また生産額では、平成 27 年は 2 億 4900 万円で、昭和 60 年の 8 億 1700 万円に比べ、30 年間で 5 億 6800 万円（69.5%）減少しています。

農地面積は全体の約 2.7%しかなく、効率的な生産を図るためには、基盤整備が必要です。また、小規模な農家が多く、経営の安定や後継者の育成が課題となっています。



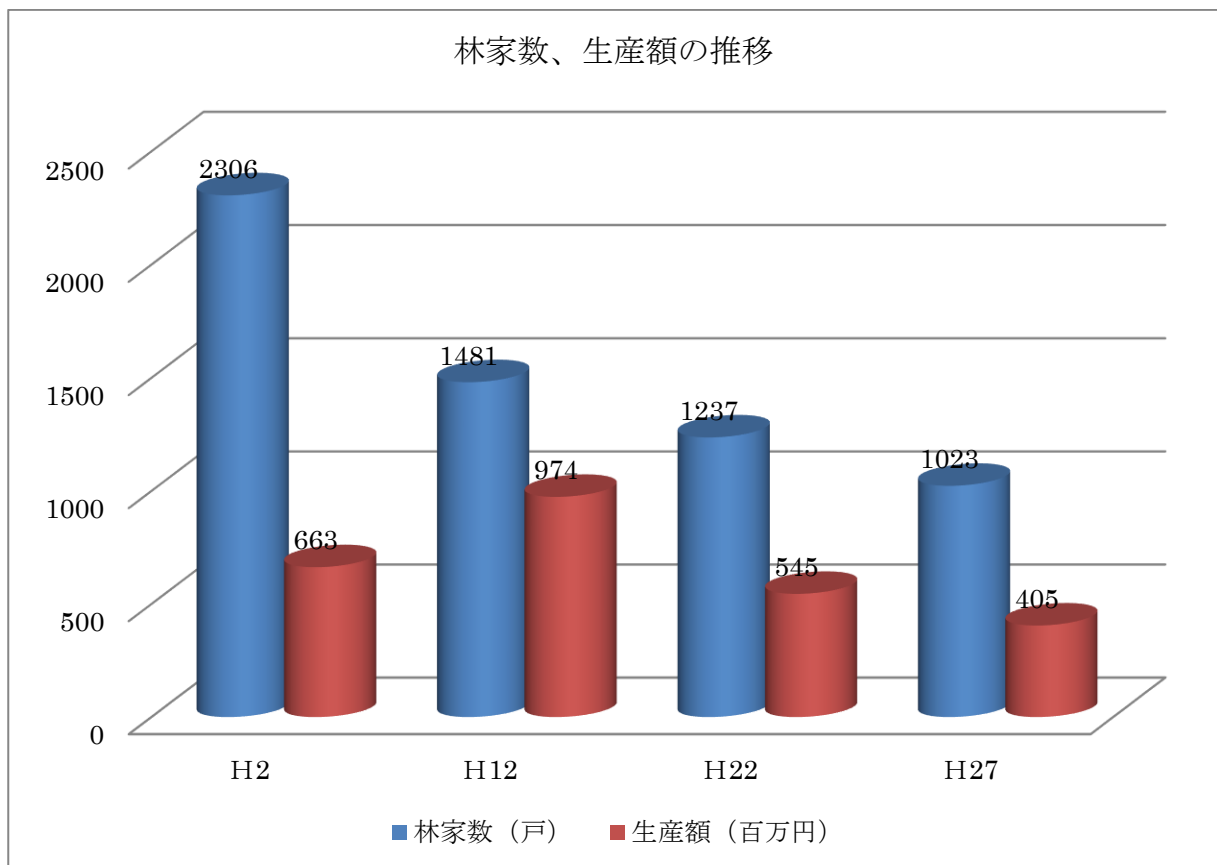
(イ) 林業の状況

林家数は、平成 27 年は 1,023 戸で、昭和 55 年の 2,493 戸に比べ、35 年間で 1,470 戸（59.0%）と半数以上減少しています。また、生産額では、平成 27 年は 4 億 500 万円で、昭和 55 年の 11 億 6000 万円に比べ、35 年間で 7 億 5500 万円（65.1%）減少しています。

仁淀川町の約 90%は森林であり、そのうちスギやヒノキといった人工林の占める割合が高くなっています。長引く木材価格の低迷などにより、林業生産活動が停滞し、除間伐などの管理が不十分となり、山の荒廃が進んでいます。

今後は資源としての価値の向上の外、清流保全や森林の持つ水源涵養等の公益機能を高めるため水源地域の間伐の促進、広葉樹林化の推進や建築物の木造化の推進など林業振興への取り組みが必要と思われます。

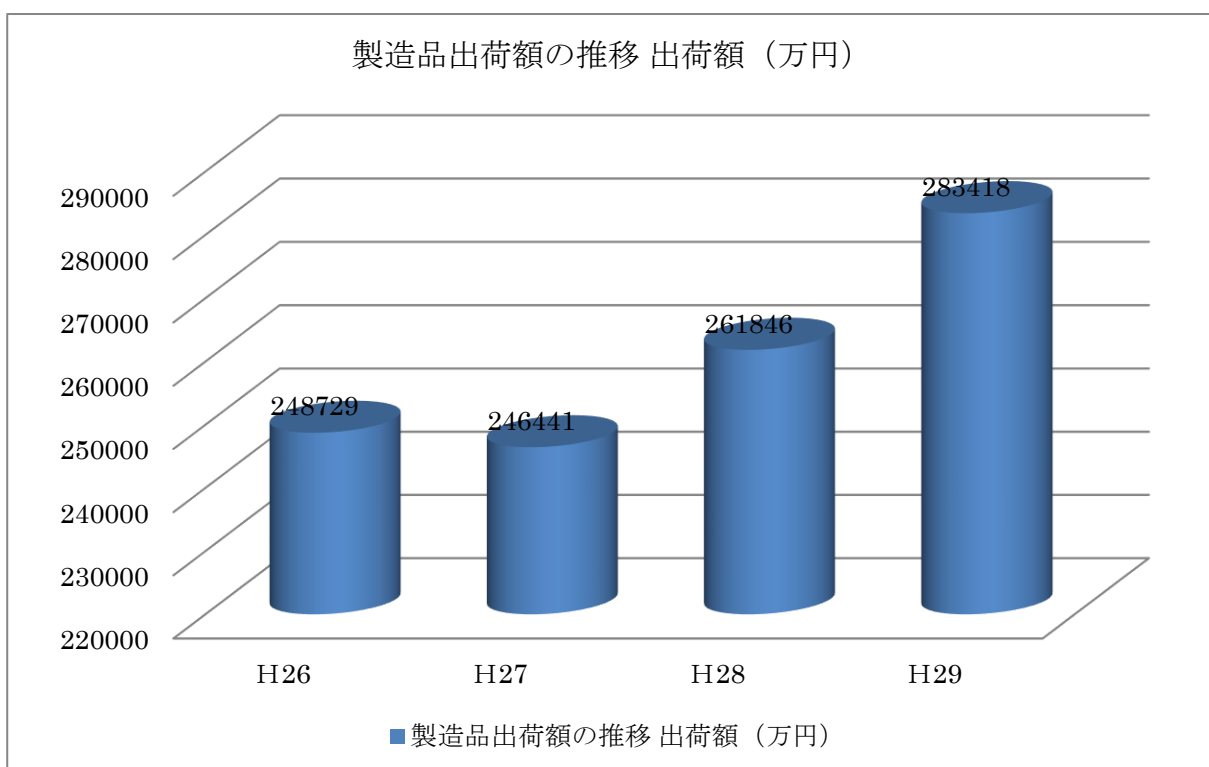
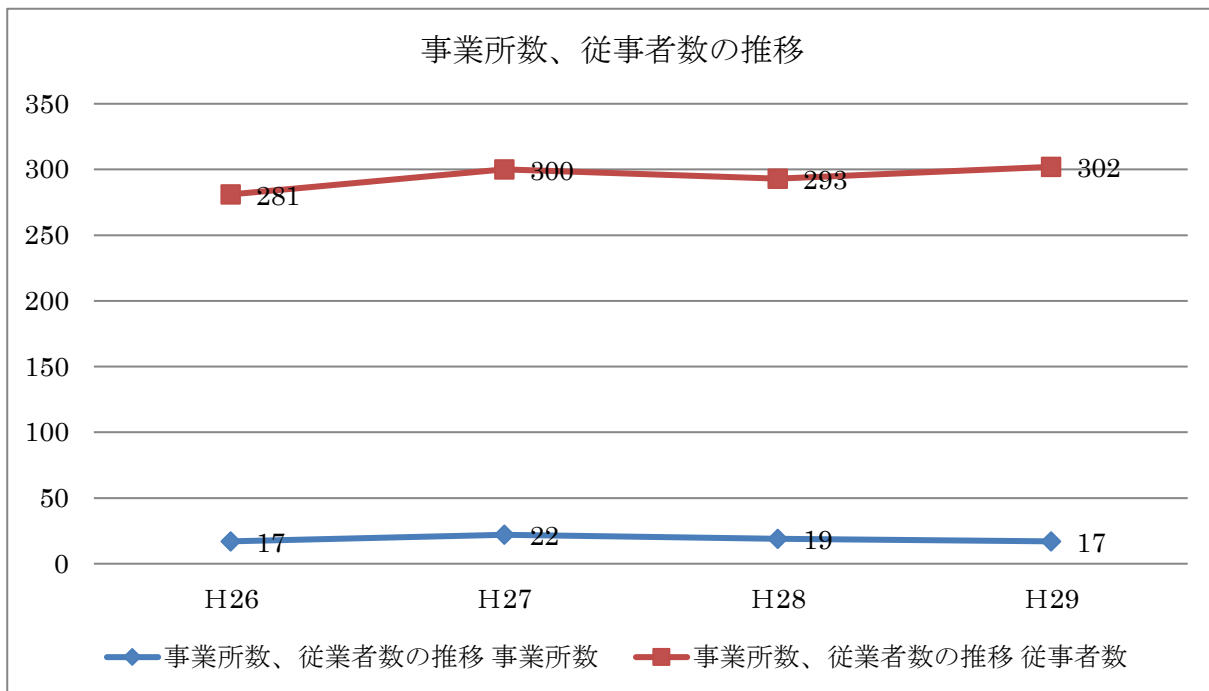
さらに、林業従事者確保のため、移住促進事業等により、町内の林業従事者を増加させ、木材需要に対応する必要があります。



(ウ) 工業の状況

事業所数（従業員 4 人以上）は、平成 29 年は 17 事業所で、減少傾向が続いています。一方、製造品出荷額では平成 27 年以降増加傾向が続いています。

経営が小規模な木材・木製品、建設、砕石などが主体であり、今後は安定的な雇用体制、雇用の確保、並びに労働環境の改善が急務となっています。



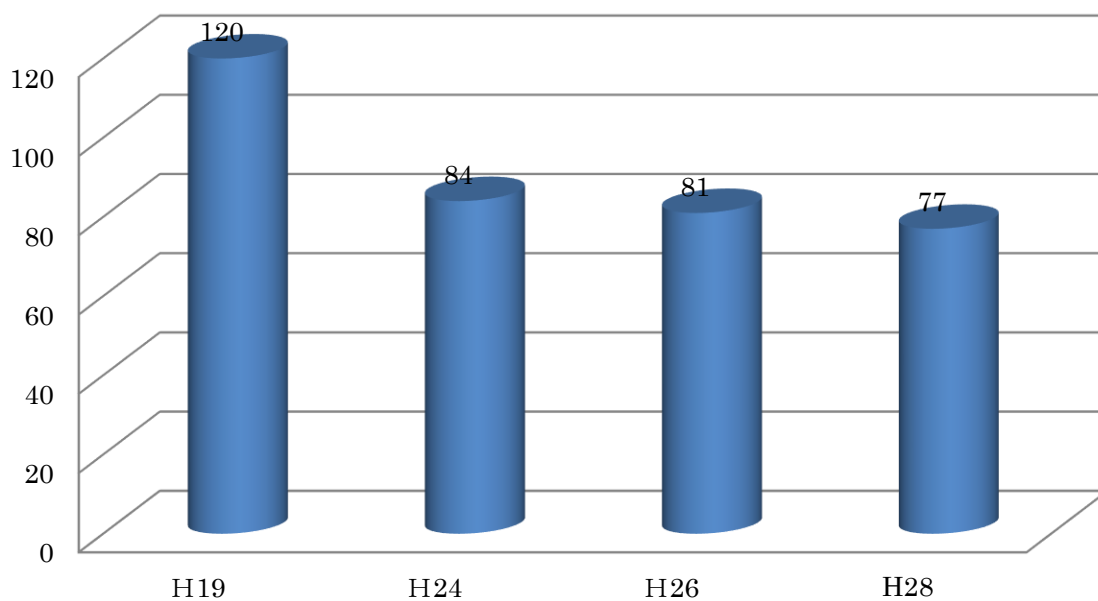
(エ) 商店の状況

商店数は、平成 28 年は 77 店舗で、平成 19 年の 120 店舗に比べ、43 店舗（35.8%）減少しています。また、年間商品販売額では、平成 28 年は 16 億 5100 万円で、平成 19 年の 20 億 3400 万円に比べ、3 億 8300 万円（18.8%）減少しています。

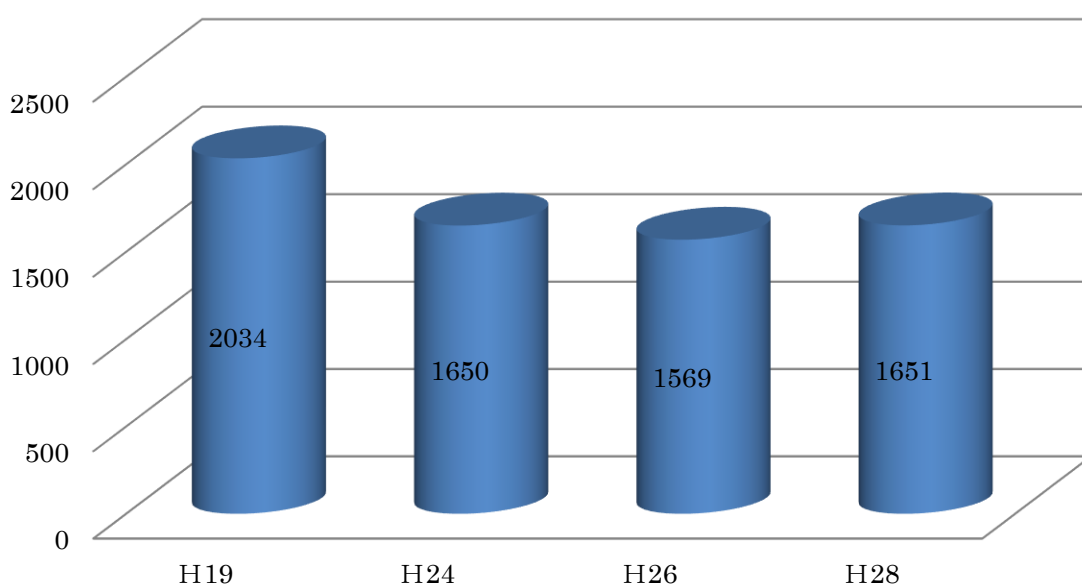
仁淀川町には、商店が 77 店舗あるものの、個人の経営する小規模な店舗が多いのが現状です。

自家用車の普及や道路の改良などにより、佐川町や越知町などへ購買力を吸収されています。

商店数の推移



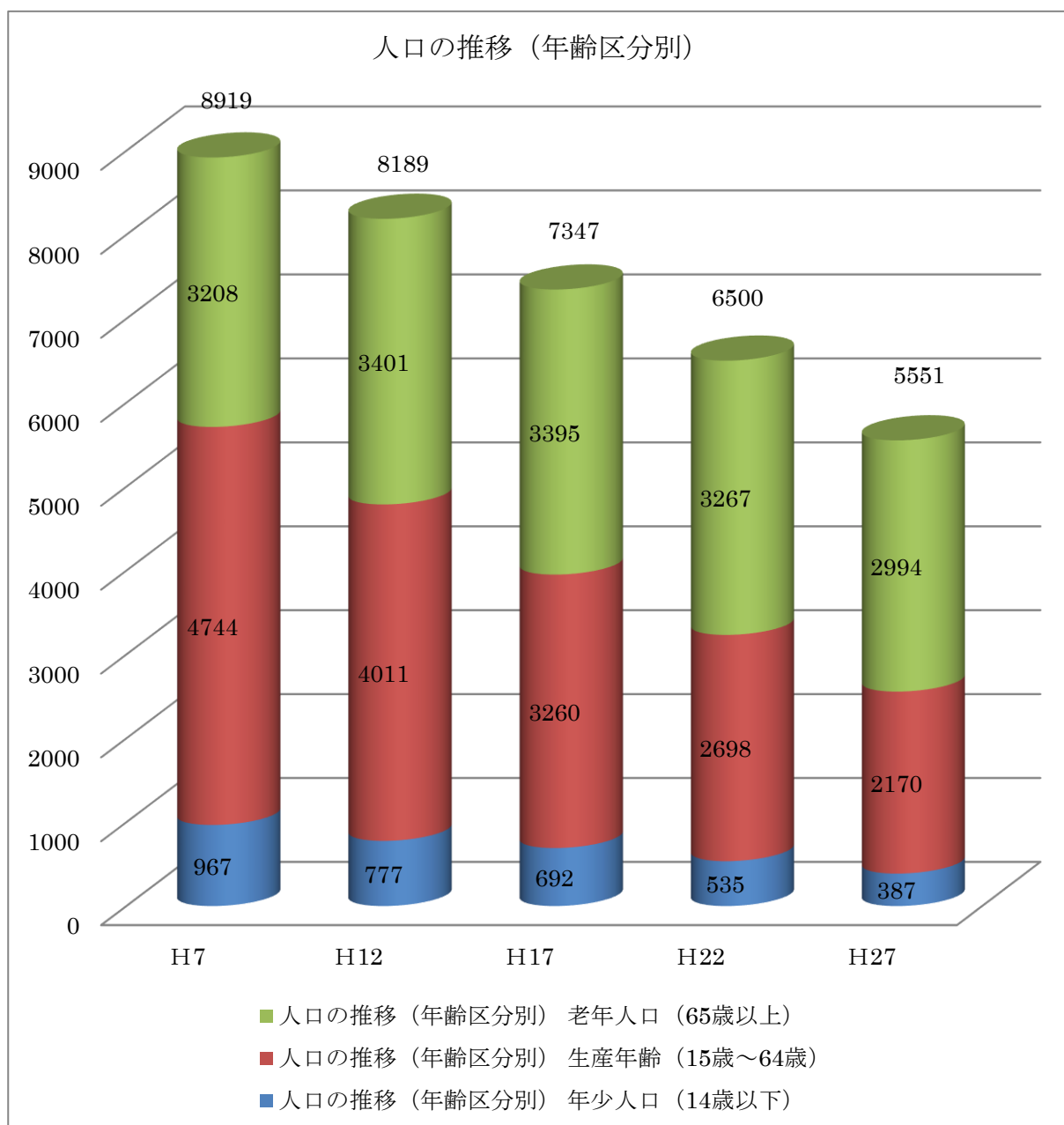
年間商品販売額の推移



■ 年間商品販売額の推移 単位（百万円）

仁淀川町の人口は減少傾向が続いており、平成 27 年には 5,551 人となっています。このままの傾向が続くと、令和 12 年には 3,889 人、令和 32 年には 2,547 人、令和 42 年には 2,226 人になると推計されます。

これを年齢別（3段階表示）にしてみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢（15歳～64歳）は減少傾向で推移し、高齢人口（65歳以上）も減少で推移しているものの、今後とも少子・高齢化が進行することが予想されます。



仁淀川町におけるまちづくりの主な課題としては、以下のことがあげられます。

(1) 過疎化、少子・高齢化及び住宅環境の整備

仁淀川町の人口は、町外への転出や自然減に起因する減少傾向が続いており、その結果世帯数も減少し小世帯化が進んでいます。また、14歳以下の年少人口は年々減少し人口に占める割合の10%を切る状態となっていますが、逆に高齢者の占める割合は年々増加し50%を超える状態となっており、少子・高齢化が進んでいます。

そのため、若い世代や転入希望者を対象とした、定住促進のための環境整備や高齢者に配慮した住宅環境の整備が必要であるとともに、一人世帯に対応した高齢者との共生・共助を大切にする社会づくりが課題となっています。

(2) 地域コミュニティの確立

地域コミュニティは過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、集落そのものの機能維持が困難な状況に陥っているため、かつての地域コミュニティの継続が難しくなっています。また、地域の集会所の施設の老朽化が進んでいる状態です。

今後の様々な行政需要に対応するためには、行政と地域の連携による協働の理念が不可欠であり、それぞれの地域を担う人材の育成とそのシステムづくりが急務となっています。

(3) 福祉の充実

高齢者、障害者が生きがいを持ち、安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービス供給体制への取り組みを進め、積極的に社会参加し世代間交流ができる取り組みが必要です。

また、少子化により子ども数が減少するなか、子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。

(4) 教育・文化の推進

少子化に伴い、児童・生徒数は減少している現状ですが、次代を担う子どもたちへの教育環境の向上は必要不可欠なものです。一方、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域への愛着を高めるとともに、生涯にわたって学べる環境づくりが必要です。また、長い歴史と伝統に培われた文化を継承していくため、教育活動への活用や老朽化した施設への対応が課題となっています。

(5) 産業の活性化

基幹産業である第 1 次産業(農林業)は、農用地の狭小さからくる収益性の低さ、木材価格の低迷による林業経営の悪化、さらには後継者不足や高齢化によって農林業離れが進行しています。後継者の育成を図るためにも農道、林道の基盤整備や経営の安定化に向けた取り組みが必要です。

第 2 次産業については、製材業、土木建設業等がありますが、全般的に小規模であり、公共事業への依存度が高い現状にあります。そのため、安定した雇用創出性の高い企業の育成や地域の特性を活かした商品の開発・生産などの取り組みが課題となっています。

また、地域の魅力を活かした観光振興への取り組みも必要です。

(6) 社会基盤の整備

日常生活の利便性や観光、農作物等の物流において、道路網の整備は必要不可欠なものであり、未改修部分の早期整備や利便性の高い道路網の整備が必要です。

また、地域情報化への取り組みも社会基盤の整備として大切な一つです。正確で迅速な情報伝達を行い、福祉施策や地域経済の活性化へ繋げていくため、コンピューターネットワーク網の整備が大きな課題となっています。さらに、テレビ、ラジオの難視聴地域の解消や通信手段である携帯電話の通信エリアの拡大が求められています。

(7) 環境対策

仁淀川町には、豊かな森林と仁淀川に代表される清流や美しい自然景観が数多く存在しており、この自然環境を守り育てるためにも、新町の約 9 割を占める森林が荒廃しないよう除間伐の更なる推進、広葉樹林化の推進などの取り組みにより水源涵養機能を高め、自然環境保全を推進するとともに、生活排水対策などの取り組みが必要です。

また、ごみの収集・処理体制の充実及びごみの減量化と資源の再利用促進への取り組みが必要です。

(8) 地域防災体制の充実強化

平成 26 年 3 月 28 日に中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進地域に県下全域が指定され、公共施設の耐震診断、耐震工事を進めていかなければなりませんが、まだまだ十分な状況ではありません。また、地域防災体制を充実なものとしていくには、常備消防、非常備消防(消防団)の消防組織の充実強化が必要不可欠ですが、過疎化と高齢化に伴い消防団員の確保が困難になっています。さらに、集落単位での自衛力を向上するための自主防災組織を充実強化し、情報伝達手段を確保していくことが課題となっています。

第3章 仁淀川町の基本方針

1

仁淀川町の将来像・基本理念

今日まで豊かな自然を守り、農林業の振興を基盤に暮らしを続けてきましたが、急速に進む少子高齢化や日本経済の長期的な不況、さらには地方分権の進展、地球環境問題の深刻化等、新たな課題は少なくありません。

市町村合併は私たちの一番身近な問題であり、そのことは生活の源である地域のあり方について、改めて目を向ける良い機会でもあります。また、地域の存在が問われているこのような時代こそ、21世紀を力強く生き抜くための地域づくりの目標が必要となります。

仁淀川町は緑あふれる森林や仁淀川水系が生む水辺環境とともに、美しく深い自然に恵まれ、かつ、高知市と松山市の中間に位置する地理的な特性を有しています。また、地域に受け継がれてきた伝統文化や、豊かな森林資源と生活の源となる清流は私たちが誇れる大きな宝です。

合併後の仁淀川町を形成するには、こうした特性を最大限に活かしながら、地域の課題に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

仁淀川町まちづくりの目標は、これらの現状を十分視野にいれ、これからの未来に向けて仁淀川町にとって、望ましい方針を示すとともに、その実現のために住民と行政がともに協力し、新しいまちづくりを進めていくことが求められています。

そこで合併当初の将来像「自然とともに輝き 豊かで健康な 活力ある未来を 創造するまち」を実現する必要があります。

四国山地の中央に位置する仁淀川町には、秋葉祭り、池川神楽、名野川磐門神楽などの多くの祭りがあり、また、仁淀ブルーと称される美しい自然環境があります。仁淀川町は、その特性を活かし、守り、人と自然が共存するあたたかい「まち」をつくり上げてきました。そして、これからも、この美しい故郷で営まれてきた文化や伝統に愛着と誇りを持ち、ひとりひとりが輝くことが、まちづくりの全てに繋がるため、基本理念を

ひとりひとりが輝き 誇りが持てる あたたかいまち

と定め、この基本理念をもとに、地域の恵まれた宝を活かし、そこに暮らす一人ひとりが、そこに住んでいてよかったと思える、そこに住んでいることに誇りを持てる地域社会を目指し、子どもから高齢者にいたるまで、自然とともに輝き心の豊かさと潤いに満ちた健康で活気あふれる、自主的な町の創造を目指します。

また、この将来像・基本理念を実現するために8つの目標を定め、基本方針に沿った施策や事業を推進することにより、仁淀川町が一体となったまちづくりに取り組みます。

基本理念を基に、将来像である「自然とともに輝き 豊かで健康な 活力のある未来を創造するまち」を実現していくための基本方針は次のとおりです。

(1) 環境にやさしい暮らしづくり

仁淀川町は、みどり豊かな森林に囲まれ、仁淀ブルーと称される清流や美しい自然景観が数多く存在します。これら恵まれた自然はこのまちの最大の宝であり、これらを活かさないということは、眠れる宝を磨きもせず朽ち果てさせることにもなりかねません。

そのため、これらの宝の活用を図りながら、人と自然の共生という視点に立って、自然を守り育てるまちづくりを進めます。

また、限られた有効な資源を活用しながら、環境に優しい資源循環型の地域づくりを進めます。

(2) 安心・安全な生活環境づくり

安心・安全・快適な暮らしのあるまちは、あらゆる人にとって魅力あるまち、すなわちそこに住んでいたい、住んでみたいまちになります。このため、行政と住民とが一体となって災害に強いまちづくりを進めます。

また、生活環境・住環境の整備を進めるとともに、地理的条件を克服するために、情報・通信基盤の整備を進めます。

(3) 地域ぐるみの健康づくり

安心して、こころ豊かな日常生活を送ることは、すべての人が切望していることであり、健康福祉は必要不可欠なものです。

仁淀川町では、自助互助公助という考え方を基本にしながら、地域を持続的に維持していく仕組みづくりに努めます。

そのため、地域ぐるみの健康・福祉体制づくりを第一に、介護保険の基盤整備や高齢者、障害者へのきめ細かなサービスの充実を図ります。

また、少子化対策として、安心して子育てができるように保育の充実など、子育て環境の整備を図ります。

さらに、生涯にわたって健康なまちを目指し、保健・医療・福祉の連携強化や地域医療体制の充実を進めます。

(4) 地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり

他の地域と比べてより輝く地域にしていくためには、個性ある人づくり、個性ある文化づくりが必要です。

そのため、次代を担う子どもたちの個性を活かす教育を進めるとともに、だれもが生涯にわたって学び、楽しむことができるよう、生涯学習環境の充実や文化・スポーツ・芸術活動の充実を図ります。

また、人権尊重と平等のまちを目指し、人権教育の推進に努めます。

さらに、仁淀川町には、地域固有の歴史や文化という誇るべき宝が数多く存在します。これらの宝を後世に伝えていくため、歴史・文化の保存・継承に努めます。

(5) 地域の個性を活かした産業づくり

地域を維持していくためには、持続可能な産業づくりが必要不可欠です。そのためには地域の特性を打ち出すことが必要であり、特色ある産業を確立していく必要があります。

仁淀川町では、循環型社会への移行という社会的な動向をにらみ、川や森林などの豊富な自然資源を持続的に活用する仕組みづくりや新しい産業おこし、環境保全・健康志向を視点にした産品・製品づくりを地域とともに進めます。

また、地域経済の活性化や生産者と消費者の連携を強化する取り組みに努めます。

(6) 新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり

これからのまちづくりを進めるには、地域と行政が一つになって取り組むことが大切であり、また、少子・高齢化や防災・防犯への取り組みなど身近な課題への対応にも地域コミュニティは欠かせない存在です。

仁淀川町は合併により、面積も広くなり、今まで以上に住民の意思の疎通を図ることが必要です。そのため、住民同士の交流の場づくりを進めるとともに、地域のことは地域住民が主体となって取り組む体制づくりを行います。

また、地域の文化や力を生み出すきっかけとなる地域内の人と人との交流の場づくりはもとより、地域外から訪れてくる人々との交流の場づくりを推進し、観光・レクリエーションの振興に努めます。

(7) 移住促進による地域づくり

人口の社会減を少なくするためには、まずは、転出超過を抑える必要があります。その施策は大変に重要ですが、それとともに、転入を増加させることが求められます。仁淀川町出身者をUターンとして迎え入れる施策をより多く取り入れ、同時にIターン・Jターンの受け入れも進める施策を組み立てていく必要があります。

人口ビジョンでは、毎年6組、5年間で30組の若年夫婦の町外からの移住があれば想定人口をカバーできます。このため移住施策を推進し、地域の活性化に努めます。

(8) 雇用の拡大による生活基盤づくり

転出超過の大きな原因としては、仁淀川町内での仕事場の不足が挙げられます。確かに、多くの雇用を創出する企業が町内にはありません。しかし、かつてのような企業誘致施策は、困難だと思われます。さらに、商業等のサービス業も大企業化・広域化で減少しています。

若い世代にとって、「しごと」は生活の糧であるとともに、生きがいの持てるものであることが重要です。小さくても、魅力があり、いきいきとした産業を創りだしていく必要があります。

そこで、仁淀川町の基幹産業である林業を生かした「しごと」の創出や、仁淀川町に必要なコミュニティ・ビジネスやNPO活動の支援に資する施策を進めます。

基本理念を基に、将来像を実現するため、基本方針に基づいた各施策を円滑かつ効果的に具現化していくには、行財政の健全化や住民と行政が一体となった新しい協働の仕組みづくりが不可欠です。

(1) 行政運営の効率化

仁淀川町が持続的に発展していくために、行財政の構造改革をあらゆる角度から強力に推し進め、地域住民の暮らしを支える健全で足腰の強い組織をつくる必要があります。

住民ニーズに的確に対応し、住民サービスの質の維持・向上を図るための行政組織の確立、職員の能力向上、効率的な事業導入など、NPM手法を導入し、透明かつ開かれた住民から信頼される行政運営を推進します。

※NPM（New Public Management）とは

効率的な行政運営を実現するための新しい行政マネジメントであり、自ら戦略目標を設定し、その目標に対して効率的・効果的な事業導入を行っていき、その実現のため適切な検討プロセスを経たうえで意思決定が行われるシステムです。

NPMのポイントとしては次の点が挙げられます。

- 従来の「事業ありき」で進めるやり方ではなく、「本来の目的とは何か」「効率的に実現するためにはどうすればよいのか」等を十分検討するものです。
- それらの検討プロセスを踏むことで、住民ニーズを的確に捉え、不要な投資を抑えることが可能となり、住民サービスを効率よく行うことができるようになります。

(2) 住民と行政の協働

住民と行政が一体となって地域のあり方を考え、一人ひとりが役割をもち行動して仁淀川町のまちづくりを推進するという、協働意識の根付いたまちづくりを目指します。そのため、住民と協働で策定した「仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を展開します。

1 施策体系

将来像の実現を図るための新町の目標に沿った主要施策は次のとおりです。

(1) 環境にやさしい暮らしづくり

① 自然を守り育てるまち・・・・・・・・

- ・ 森林保全の推進
- ・ 自然環境の保全

② 環境にやさしいまち・・・・・・・・

- ・ ごみ処理対策の推進
- ・ 資源リサイクルの推進
- ・ 生活排水、し尿処理対策の推進
- ・ 資源循環型地域づくり

(2) 安心・安全な生活環境づくり

① 快適で安心な生活環境のまち・・・

- ・ 道路網の整備促進
- ・ 公共交通機関の機能充実
- ・ 交通安全対策の推進
- ・ 良好な住環境の整備
- ・ 河川環境の整備
- ・ 簡易水道等の整備

② 災害に強く安全なまち・・・・・・・・

- ・ 防災まちづくりの推進
- ・ 耐震診断・耐震工事の推進

③ 高度情報化が進んだまち・・・・・・・・

- ・ 情報通信基盤の整備

(3) 地域ぐるみの健康づくり

① みんなが支える健康・福祉のまち・

・地域ぐるみの福祉体制づくり

② 高齢者・障害者がいきいきと
暮らすまち

・介護予防の充実
・介護保険サービスの充実
・高齢者生きがい活動の支援
・障害者福祉の充実
・高齢者・障害者の社会参加の促進

③ 子どもが健やかに育つまち・

・保育事業の充実
・子育て支援の充実

④ 生涯にわたって健康なまち・

・健康づくりの推進
・保健・医療・福祉の連携強化
・地域医療体制の充実

(4) 地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり

① 個性を育む教育のまち・

・学校教育環境の整備
・学校教育の内容充実

② 生涯学び、楽しむまち・

・生涯学習のシステムづくり
・文化・スポーツ・芸術活動の充実

③ 人権尊重と平等のまち・

・人権教育の推進
・男女共同参画社会の推進

④ 固有の歴史・文化を受け継ぐまち・

・歴史・文化の保存継承と活用

(5) 地域の個性を活かした産業づくり

① 地域の特性を活かした農業のまち・

・農作物付加価値化の推進
・農業生産基盤の整備
・地産地消の推進

② 豊かな森林資源を活かしたまち・

・林業生産基盤の整備
・森林整備の促進

③ 活力ある商工業のまち・

・活力ある商工業の振興
・新しい産業立地の推進

(6) 新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり

① コミュニティ活動の充実したまち・

・コミュニティ組織づくりの推進

② 出会いを楽しむ交流のまち・・・・

・魅力ある観光・レクリエーションの振興
・多様な交流機会の創設

(7) 移住促進による地域づくり

① 安心して移住できるまち・・・・

・移住交流拠点施設の整備
・移住者受け入れ態勢の整備

② 情報を発信するまち・・・・

・仁淀川町の情報発信の推進

(8) 雇用の拡大による生活基盤づくり

① 活力ある林業のまち・・・・

・林業研修制度の推進
・町有林を活用した雇用の創出

② 創業を支援するまち・・・・

・雇用に繋がる創業の支援
・雇用対策事業の推進

(1) 環境にやさしい暮らしづくり

① 自然を守り育てるまち

自然の色濃く残る森や、仁淀ブルーと称される清流といった優れた自然環境は、仁淀川町が誇るべき宝です。これらの宝を守り育てると共に、地域の活性化の源として人と自然の共生を推進します。

そのためには行政のみならず、住民参加のもとに地域ぐるみの取り組みが必要となってきます。

(a) 森林保全の推進

優れた自然環境を象徴する豊かな森林を保全するため、適切な管理施業を推進するとともに、住民の森林保全意識の啓発に努めます。

そのため、森林空間を活用した体験学習、環境学習の場づくりを進め、森林が果たす公益的機能の役割、特に水源涵養機能の大切さについての理解を促進するとともに、再生可能な循環型資源である木材の利用促進にも取り組みます。

(b) 自然環境の保全

中津溪谷、安居溪谷、岩屋川溪谷などの県立自然公園をはじめ、多くの自然環境や棚田景観などの自然と調和した美しい景観の維持・保全を推進します。

また、自然と共生した地域づくりに努め、豊かな自然を後世に残していくとともに、必要な場所には生物生息空間（ビオトープ）や小動物とのふれあいの場を創造するなど豊かな生態系を保全・再生していきます。

② 環境にやさしいまち

21世紀は環境の時代であるといわれています。大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでの流れを変え、限られた資源を有効かつ効率的に使いながら資源循環型地域づくり（持続可能な地域づくり）を推進します。

そのため、住民と行政が一緒になって役割分担を行い、暮らしの基盤となる環境を保全・再生し、リサイクルできるものはリサイクルして使うなど、環境に出来るだけ負荷を与えない地域社会の仕組みを形成します。

(a) ごみ処理対策の推進

ごみの減量は社会的な課題となっており、住民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組まなくてはならない問題です。

ごみの減量を促進するために、ごみを出さない生活様式のあり方について普及・啓発に努めます。

(b) 資源リサイクルの推進

家庭、地域、学校等との連携を深め、地域ぐるみのリサイクル活動を推進するなど住民の意識の高揚を図ることにより、分別収集を徹底し、限られた資源の有効活用を図るように努めます。

(c) 生活排水処理対策の推進

生活排水処理施設は、住民が健康的、衛生的な生活を営むうえで、重要な施設です。また、仁淀川をはじめとする清らかな河川の水を守るためにも生活排水処理施設は不可欠です。

仁淀川町では、浄化槽の導入促進等、地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を進めます。

(d) 資源循環型地域づくり

自然環境を守り、快適な生活を維持するために、できるだけ自然環境に負荷を与えないような資源循環型の地域づくりへの転換を図り、住民との協働によって環境美化に努めます。

また、環境に配慮しつつ快適な生活環境を維持するために、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図ります。土木事業については、近自然工法の導入など環境に配慮した工法の導入を推進します。

施 策 名	主要事業名
森林保全の推進	・ 保育・間伐推進事業 ・ 森林保全整備推進事業
自然環境の保全	・ 自然公園整備事業 ・ 治山事業（県事業）
ごみ処理対策の推進	・ ごみ処理対策推進事業 ・ ごみ減量化啓発事業
資源リサイクルの推進	・ 資源リサイクル推進事業
生活排水、し尿処理対策の推進	・ 生活排水対策推進事業
資源循環型地域づくり	・ 循環型地域づくり推進事業 ・ 廃棄物発電促進対策事業

(2) 安心・安全な生活環境づくり

① 快適で安心な生活環境のまち

いつまでも、そこに住んでいたいまちとは、快適で安心できる暮らしが日常に実現できるまちです。

仁淀川町では、生活者の視点を重視し、快適で安心できる生活環境、住環境の整備を推進します。

そのため、住民の自治意識の向上等を図り、地域づくりプラン等を住民自らが作成し、住民と行政の役割分担を明確にしていくことが必要です。

(a) 道路網の整備促進

広域的な交流基盤となる国道、主要県道の幹線ネットワークの整備及び生活道路となる町道の整備を進め、時間距離の短縮を目指した一体性・利便性の高い道路網の整備を進めます。

国道に関しては、国道 33 号の地域高規格道路の早期実現や国道 439 号、494 号の整備促進、さらには通行規制が緩和できるよう防災面の整備について国に強く要望していきます。

(b) 公共交通機関の機能充実

交通手段を持たない高齢者などの移動の利便性を高めるため、現存の公共交通の利便性を高め、その維持・強化に努めます。また、代替交通手段などの整備の検討を行います。

(c) 交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全危険箇所の解消などに努め、安全で快適な交通環境づくりを進めます。

また、地域ぐるみの交通安全教育の機会の拡大と交通安全組織の機能強化を図ります。

(d) 良好な住環境の整備

地域に根ざした住みやすい住環境の整備を進めていくため、仁淀川町産木材を使用するなど良好な居住環境を備えた住宅地や公営住宅の整備を行うとともに、少子・高齢化に対応した住宅・居住環境の整備を支援します。

また、犯罪の増加が進むなか、安心して暮らせるまちづくりのため、防犯灯の増設や防犯体制・組織の強化を図ります。

(e) 河川環境の整備

水害を未然に防ぐため、河川改修などの整備を進め、安全で快適な河川づくりを目指します。

また、近自然工法など自然環境に配慮した工法により、自然と調和のとれた親しみのある川辺空間を創出するように努めます。

(f) 簡易水道等の整備

安全でおいしい水の安定供給に向け、水源林となる森林の維持管理を促進するとともに簡易水道施設等の設置・整備、維持管理を強化し、水需要に安定的に対応できるように努めます。

② 災害に強く安全なまち

(a) 防災まちづくりの推進

生活していく上での根本は、第一に安全です。安全が確保されていなければ、地域に根ざした暮らしの実現は困難です。この地域はこれまでに幾度となく水害をはじめとする災害を受けた地域であり、また近い将来予測される南海地震への備えなど、防災対策の重要性は強く認識されています。

仁淀川町では、安全の確保を第一として、風水害、土砂災害、地震等の自然災害や火災から住民の生命と財産を守り、安全に暮らしていくための対策として消防防災施設等の整備充実、救急・救命体制の整備、地すべり対策などの防災事業の推進、消防組織の充実強化のため消防団員の確保に努めるとともに、地域コミュニティを核とした自主防災組織づくり及びそのネットワークの確立を図ります。

また、地域が主体となった地域防災計画づくりを進めるなど地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(b) 耐震診断・耐震工事の推進

仁淀川町において策定する地域防災計画を踏まえ、避難施設である学校、地域集会所や救援・救護施設、各種福祉施設等、災害時に重要な機能を果たす施設について優先度を考慮しながら耐震診断、耐震工事等の計画的な推進を図ります。

③ 高度情報化が進んだまち

(a) 情報・通信基盤の整備

近年、インターネットなどの普及により、都市と地方の情報格差は徐々に減少しつつあります。そして今後も情報通信技術（ＩＴ）は確実に社会や家庭に浸透していくと予想されます。

情報提供、情報交換には、情報・通信基盤の整備が不可欠となることから、安全、環境、福祉、教育、消費生活など各種生活関連情報の発信・提供に役立つ情報・通信基盤の整備を進めるとともに、多くの住民（子どもから高齢者）が高度情報化に対応できるように、ICT 環境の整備を図るよう努めます。

また、テレビ、ラジオの難視聴地域の解消や携帯電話の通信エリアの拡大等に努めます。

従来基盤整備は行政が主体となって行いますが、情報化手段への取り組みは住民の主体的参加も必要となります。

施 策 名	主要事業名
道路網の整備促進	・町道整備事業 ・国道・県道整備事業（県事業）
公共交通機関の機能充実	・公共交通の幹線ネットワークの整備推進事業
交通安全対策の推進	・交通安全教育推進事業
良好な住環境の整備	・がけ崩れ住家防災対策事業 ・住宅への木材利用促進事業 ・公営住宅整備事業
河川環境の整備	・河川環境整備事業 ・河川改修事業（県事業）
簡易水道等の整備	・簡易水道整備事業 ・飲料水供給施設整備事業 ・家庭用給水施設整備事業
防災まちづくりの推進	・消防防災施設整備事業 ・自主防災組織育成支援事業 ・地すべり対策事業（県事業） ・砂防事業（県事業） ・急傾斜地崩壊対策事業（県事業） ・治山事業（県事業（再掲））
耐震診断・耐震工事の推進	・耐震診断・耐震工事推進事業
情報通信基盤の整備	・情報通信基盤の整備推進事業 ・難視聴地域の整備促進事業

(3) 地域ぐるみの健康づくり

① みんなが支える健康・福祉のまち

(a) 地域ぐるみの福祉体制づくり

子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人が共生し、地域で豊かに生活できるまちづくりを進めます。すべての人がともに安心して生活できる地域づくりのためには、住民自ら支えあって助け合うシステムづくりが非常に重要です。

仁淀川町では、高齢者や障害のある人などへのサービスの高度化を推進する一方で、行政と社会福祉協議会、各種社会参加活動に取り組むボランティア・団体等が協働して地域の福祉活動を行っていくものとし、行政はそのための活動支援や人材育成を進めていくことを基本とした地域福祉計画を策定し、地域ぐるみの福祉体制づくりに努めます。

② 高齢者・障害者がいきいきと暮らすまち

人生100年といわれるように、高齢化社会の進行により第二の人生をいかに有意義に過ごすかということで、生きがい対策が重要になっています。

また、核家族化の進行によりひとり暮らしの高齢者の世帯が増えており、その対応も求められています。

仁淀川町では、高齢者福祉としては、介護予防の充実、介護サービスの充実、高齢者の生きがい支援を図ります。

また、障害者福祉の充実や高齢者・障害者の社会参加促進を図ります。

(a) 介護予防の充実

要介護状態になることを予防し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。そのため、遊休施設等の機能転換による介護予防の拠点整備とあわせてデイサービス機能の整備を進めます。また、介護予防のための講座、教室等の開催に努めます。

(b) 介護サービスの充実

介護サービスについては、介護に携わる人員の確保、専門家の育成、施設の有効利用を図り、より高度なサービス提供に努めます。

また、介護・支援に必要な人的パワーの育成に地域ぐるみで取り組みます。

(c) 高齢者生きがい活動の支援

高齢者が第二の人生を生きがいをもって暮らせるように、シルバー人材の活用やスポーツ、レクリエーション、文化活動を奨励するなど、高齢者の生きがい活動の支援を推進します。

(d) 障害者福祉の充実

障害のある人が社会の一員として人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めます。

そのため、在宅医療・福祉サービス体制の強化や、施設サービスの質的向上など、障害のある人の生活支援体制の強化を図ります。

また、広報・啓発に努めることで、障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、住民の人権意識の向上に努めます。

(e) 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害のある人などすべての人が、不自由なく社会参加のできる環境整備に努めます。

そのため、公共施設、道路等の段差解消といったバリアフリー化を進めるとともに、インターネット等の普及による情報化社会への対応に向け ICT 環境に適用できるよう努めます。

③ 子どもが健やかに育つまち

少子化や核家族化の進行、女性就業者の増加により、子育ては家族の問題から地域社会の問題へと変化しています。

このような中で、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりが求められており、子育てに関わる施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

そのため、安心して子育てができる環境整備として、利用者のニーズに対応した保育サービスの充実や子育て支援の充実を図ります。

また、子どもたちを地域ぐるみで温かく見守っていけるような仕組みづくりも必要となります。

(a) 保育事業の充実

利用者の多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実に努めるとともに、保育所と小学校等との連携など就学前の幼児教育環境の充実に努めます。

(b) 子育て支援の充実

子育てと仕事の両立ができ、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。そのため、多様な保育サービスを充実するとともに、育児の不安解消のための子育て支援センターなどの相談窓口、支援体制の充実に努めます。

④ 生涯にわたって健康なまち

健康な身体は、楽しみながら、ゆったりと暮らしていくための基盤であり、何よりも大切なものです。年々、人々の健康づくりに対する関心は高まり、人生100年といわれる時代を、介護の必要なく健康で安心して暮らすことができる施策の展開が重要となっています。

仁淀川町では、健康増進や疾病予防の充実など健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携強化や地域医療体制の充実に努めます。

健康はただではなく、住民一人ひとりが、日頃から健康には関心をもち、自ら守り、維持していくことが必要となります。

(a) 健康づくりの推進

高齢化の進行が著しい中、高齢者の健康維持に対する関心が高まっています。また、生活習慣病の低年齢化も問題となっており、健康的な日常生活のあり方があらためて問われています。

に淀川町では、正しい知識をもち、適切な健康管理が行われるよう、健康増進や疾病予防のための支援活動や指導体制を整備し、健康づくりの増進を図ります。

(b) 保健・医療・福祉の連携強化

医療機関、保健・福祉施設などが相互に協調・連携を図り、疾病予防、早期発見、治療、リハビリテーションなどの一貫したシステムを構築し、すべての住民が安心し、平等で質の高いサービスが受けられるように努めます。

(c) 地域医療体制の充実

地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう医療・救急体制の充実を図ります。

また、既存の医療機関相互の連携を進めながら、地域の医療・救急水準の向上に努めます。

施 策 名	主要事業名
地域ぐるみの福祉体制づくり	・ ボランティア組織育成支援事業
介護予防の充実	・ 介護予防推進事業
介護サービスの充実	・ 介護保険の基盤整備推進事業
高齢者生きがい活動の支援	・ 高齢者生きがい活動事業推進事業
障害者福祉の充実	・ 施設整備推進事業
高齢者・障害者の社会参加の促進	・ バリアフリー化推進事業 ・ タクシー券事業
保育事業の充実	・ 保育事業
子育て支援の充実	・ 子育て支援事業
健康づくりの推進	・ 総合健診事業
保健・医療・福祉の連携強化	・ 保健・医療・福祉の連携強化推進事業
地域医療体制の充実	・ 患者輸送サービス事業 ・ 緊急通報システム整備事業

(4) 地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり

① 個性を育む教育のまち

21 世紀の教育のあり方として、主体性や生きる力が重視されるなど、学校教育の方針が大きく変わろうとしています。

これからの時代は、各自が生まれ持ってきた可能性を伸ばし、教育環境の整備を行い、自ら学ぶ意欲を引き出すとともに、個性を育む教育の推進が一層求められます。

また、家庭や地域においては、人間関係のあり方や他人を思いやる心や感性など、豊かな人間性や自立心などを育む教育について、より一層関わることが求められます。

仁淀川町では、学校教育環境の整備や教育内容の充実を図り、お互いの違いを認めながら協調し、切磋琢磨していけるまちづくりを目指します。

(a) 学校教育環境の整備

児童生徒が安全で快適な環境の中で、学校生活が過ごせるよう教育施設の改善、耐震診断や補修等計画的な就学環境の整備を図ります。

また、高度情報化社会に対応できるインターネットなどへの利用環境の整備に努めます。

(b) 学校教育の内容充実

主体性や考える力を重視し、画一的でなく、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばす多様な教育を推進するとともに、地域の豊かな自然、歴史・文化をベースにした郷土学習や農林業をはじめとする体験学習を充実します。

② 生涯学び、楽しむまち

高齢化が進む中、若々しく生きていくためには生涯にわたって好奇心を持ち、学ぶという意欲を失わないことが必要です。

仁淀川町では、誰もが参加しやすく、また、学んだことを実践していける、生涯学習のシステムづくりを推進します。

また、文化・スポーツ・芸術活動をとおして地域間、世代間交流を深めることができるような環境づくりに努めます。

これらの実現のためには、住民の積極的な参加意識の醸成及び行政による受け皿づくりが必要です。

(a) 生涯学習のシステムづくり

子どもから高齢者まで、それぞれの年代・世代によって多様化する学習ニーズに対応するため、すべての人々が生涯にわたり、日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進します。

そのため、地域内の技や魅力ある能力を持った人材を組織化し、講師として登用するなど、地域の特色に合った学習内容、メニュー等の充実を図ります。

また、学習した成果をまちづくりや地域のために実践できる人材の育成を進めます。

(b) 文化・スポーツ・芸術活動の充実

住民の文化・スポーツ・芸術活動を支援するため、既存の芸術文化・スポーツ施設の充実を図るとともに、施設の維持・管理の一元化を図り、有効利用に努めます。

スポーツは、健康の保持、増進だけでなく、地域コミュニティの形成や住民が一体となる手段、機会でもあります。そのため子どもから高齢者まで、だれもが気軽に親しめるよう、各種スポーツ教室や年代に応じたニュースポーツの普及、レクリエーションイベントなどの充実を図ります。

また、住民が真の芸術文化に触れ合う機会の充実を図るとともに、住民自らの文化活動に対する支援を実施します。

③ 人権尊重と平等のまち

体の健康と並んで精神の健全も大切です。仁淀川町では、憲法で保障されている基本的人権を尊重し、人は生まれながら平等であるという意識を住民が共有できるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等の場で教育・学習する機会をつくり、あらゆる差別のないまちづくりを推進します。

また、女性の地位向上や社会参加の機会拡充に努め、性差別をなくし、仁淀川町全体で、お互い助け合う精神と男女共同参画社会の形成を進めます。

(a) 人権教育の推進

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指して、就学前教育、学校教育、社会教育等、生涯にわたるあらゆる場で、人権や人権問題について正しい理解と認識を深める教育・啓発を進めます。

(b) 男女共同参画社会の推進

人々の意識や行動、社会の制度や慣行の中に根強く残る性差別を撤廃し、各種審議会やコミュニティづくりの会などに、女性が可能な限り参加する機会を多くするなど、男女がともに参画できる社会の実現に努めます。

④ 固有の歴史・文化を受け継ぐまち

(a) 歴史・文化の保存継承と活用

地域固有の歴史や文化は、仁淀川町の誇るべき宝です。この祖先から受け継いだ宝を後世に伝えていくことは、われわれの使命です。地域の風土に根ざし、脈々と受け継がれてきた歴史と文化が、新町の独自性へとつながっていくのです。

仁淀川町では、地域文化の形成を目指して、貴重な文化財の保存に努めます。また、秋葉まつり、池川神楽をはじめ地域に数多く存在する伝統芸能を保全し、後世の人々に残すため、伝承者の育成や確保にも努めます。

文化活動の育成や保全には、地域自らが保存・継承に努めていくことも必要となります。

施 策 名	主要事業名
学校教育環境の整備	・ 教育施設等整備事業
学校教育の内容充実	・ 郷土学習・林業体験学習推進事業 ・ 森林空間環境整備事業 ・ 学習支援推進事業
生涯学習のシステムづくり	・ 地域・世代間交流事業
文化・スポーツ・芸術活動の充実	・ スポーツ文化団体等の育成支援事業 ・ 体育施設等整備事業
人権教育の推進	・ 人権啓発活動推進事業
男女共同参画社会の推進	・ 男女共同参画社会の取組事業
歴史・文化の保存継承と活用	・ 文化財保存活動事業 ・ 郷土芸能保存継承活動事業

(5) 地域の個性を活かした産業づくり

① 地域の特性を活かした農業のまち

持続的な農業を展開するためには、地域の特性を活かした個性を打ち出すことが必要です。そのため、行政のみならず生産者が主体となって取り組んでいくことも必要です。

仁淀川町では、地域の気候風土にあった新たな農作物の作付やブランド化を推進して付加価値を高めるとともに、健全な農業発展のための基盤整備に努め、就農の場の確保や後継者の育成を図ります。

特に安心・安全な農作物の生産・加工に対する取り組みを支援し、その一環として地産地消への取り組みを進めます。

(a) 農作物付加価値化の推進

茶、トマトをはじめとする農作物のブランド化の推進、適地適作による新たな農作物への取り組みなどにより、農作物としての付加価値を高めていくことや、6次産業化を推進します。

また、消費者にとって最も関心の高い安心・安全な農作物づくりを地域ぐるみで進めるため、無農薬・減農薬等の研究と普及に合わせ、生ごみの堆肥化などによる環境に優しい農業に努めます。

(b) 農業生産基盤の整備

農地、用水路、農道等の農業生産基盤は、作業の効率化、経営の拡大化、低コスト化を図るうえで必要不可欠なものです。

仁淀川町では、地域の地形や気候特性を活かし、トマトなどの農業団地の整備を推進するなど、計画的な基盤整備に努めます。

また、ソフト面の充実として、後継者の育成や鳥獣被害対策の充実を図ります。

(c) 地産地消の推進

個々の家庭や地域において、地元の農産物を消費できるよう直販体制の整備を進めます。

また、食材が地域の人と環境でつくられていることを食事の場で示すことで、消費者と生産者の交わりを再認識し、地域が一体となった農作物づくりを目指します。

② 豊かな森林資源を活かしたまち

先祖が営々と築き上げてきた森林資源は、仁淀川町の大きな宝です。森林資源を活かすことは、全国の山村に共通した大きな課題であり、産地間競争に打ち勝つためには、地域の個性を活かした独自の取り組みが必要です。

仁淀川町では、豊かな森林資源の付加価値を高め高品質の材を安定的に供給するために、生産から加工・流通に至る流れの効率化、低コスト化を図るなど、林業生産基盤の整備や森林整備を促進します。

また、民間と行政が一体となって林業の担い手育成にも取り組みます。

(a) 林業生産基盤の整備

木材の生産に関しては、他の国産材産地との競争に打ち勝つため、仁淀川林

産協同組合などと連携して、素材の生産から製材までの一貫した流れを確立した木材供給基地づくりを進めます。

また、森林資源の効率的な利用を進めるための林道整備や意欲ある林業事業体の育成や担い手の確保に努めるとともに、木材の付加価値を高め、ブランド化を推進します。

(b) 森林整備の促進

森林資源の質的な向上を図るため、関係機関と連携して、効果的な間伐方法、活用方法等についての検討を進めます。

また、施業地の集約化を図ることや、効率的な路網を配するなど、将来の木材産業を念頭においた計画的な森林整備を進めます。

③ 活力ある商工業のまち

商工業は、生活や経済の基盤として、まちの活性化に大きな役割を担うものです。また、地域コミュニティの基礎ともなりうるべきものです。若者の定住を図るためにも商工業の発展が必要ですが、不況や少子・高齢化の影響による購買力の低下で大変厳しい状況にあるといえます。

仁淀川町では、商業・商店街の活性化とともに、関係機関と連携して地域の資源を活用した特産品の開発、高付加価値化・ブランド化に努めます。

また、環境をキーワードとする産業立地の推進や企業等の育成に民間と行政が一体となって取り組みます。

(a) 活力ある商工業の振興

今後のコミュニティの核としての商工業のあり方について、行政、商工団体、消費者と連携しながら検討し、本当に地域の住民にとって必要とされる姿を目指します。

そのため、集客力を高める魅力ある共同事業の促進や、高齢者などがゆったりと買い物し、憩うことのできる場所の整備など、ハード、ソフト両面からの整備について検討を行います。

また、各種地域資源の活用による産業おこしや新製品の開発に取り組むとともに、地産地消の考え方による地元利用の促進を図ります。

(b) 新しい産業立地の推進

地域の豊かな自然環境にふさわしい環境に調和した産業の育成を目指し、生産環境の整備や情報発信など、関係機関の協力を得ながら新たな企業の立ち上げに向けての支援を行います。

施 策 名	主要事業名
農産物付加価値化の推進	・ 環境保全型農業推進事業 ・ 高付加価値型農業推進事業 ・ 6次産業化推進事業
農業生産基盤の整備	・ 農業用水路整備事業 ・ 担い手育成事業 ・ 経営近代化施設整備事業 ・ 農道整備事業

	・農地等保全事業（県事業） ・農道整備事業（県事業）
地産地消の推進	・地産地消推進事業 ・食育の推進事業
林業生産基盤の整備	・林道整備事業 ・林業経営近代化施設整備事業 ・木材関連産業育成支援事業 ・林道開設事業（県事業）
森林整備の促進	・森林保全整備推進事業（再掲） ・保育・間伐推進事業（再掲）
活力ある商工業の振興	・活力ある商工業振興事業 ・観光振興事業
新しい産業立地の推進	・企業誘致推進事業

（６） 新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり

① コミュニティ活動の充実したまち

（a） コミュニティ組織づくりの推進

これからのまちづくりは、行政のサポートも大切ですが、本当の主役は住民です。これまでの行政主導のまちづくりから脱皮し、これまで以上に住民同士がコミュニケーションを深め、協力し合いながら地域自らのことは自らで考えていくという意識改革も必要です。

仁淀川町では、コミュニティ組織づくりを推進するため、住民同士が集い、話し合える場となるコミュニティ施設の整備に努めるとともに、まちづくりと連携した住民自らの手で行われる地域活動への支援を図ります。

また、コミュニティ組織だけでなく、ボランティア団体やNPOなど、多様な各種団体の活動と連携したまちづくりを進めていく必要があり、そのための役割分担を含めたルールづくりの検討を行います。

② 出会い楽しむ交流のまち

住民主体のまちづくりを進展していくには、外部からの刺激も必要です。仁淀川町には、仁淀川をはじめとする清流、森林、美しい景観、また、数多くの歴史・文化遺産やさまざまな技と知恵を持った人々など、魅力ある地域の宝が豊富に存在しています。

仁淀川町では出会い楽しむ交流のまちづくりを推進するため、これらの宝を有効に活用した観光・レクリエーションの振興を図るとともに、交流拠点の整備も合わせ、多様な交流機会の創設に努めます。

（a） 魅力ある観光・レクリエーションの振興

自然、歴史、文化といった宝に磨きをかけるとともに、既存の観光施設などのリニューアルを図り、多様化する観光ニーズの対応に努めます。

また、住民・行政等が一体となって、自然観察、体験・参加型の観光をはじめ、様々な観光体系の創設に努めるとともに、地域の資源を活用した新たな特産品の開発の検討にも取り組みます。

さらに、既存の観光マップやパンフレットなどを活用し、多様で豊富な観光資源を分かりやすく示した地図等を作成するとともに、ホームページなどによるリアルタイムな情報提供に努めます。

(b) 多様な交流機会の創設

仁淀川町の自然、歴史、文化・スポーツ施設、様々な人材など豊かな資源をうまく活用し、地域内はもとより外部からの交流人口の増加を目指すため、空き家、廃校舎、遊休農地、林地等を活用した交流拠点施設や公園の整備を進めます。

施 策 名	主要事業名
コミュニティ組織づくりの推進	・コミュニティづくり推進事業 ・コミュニティ施設整備促進事業
魅力ある観光・レクリエーションの振興	・観光交流施設等整備事業
多様な交流機会の創設	・公園等整備事業

(7) 移住促進による地域づくり

① 安心して移住できるまち

(a) 移住交流拠点施設の整備

仁淀川町移住交流拠点施設でお試し滞在をし、移住を希望する者が仁淀川町の魅力をより一層実感し、安心して仁淀川町へ移住できるシステムを構築します。

そのためには、老朽化部分や、個室の改修が必要となっており、施設整備を推進します。

(b) 移住者受け入れ態勢の整備

都市部での移住相談会や、ホームページでの移住案内などで、移住を希望される方の居住先として、空き家の斡旋を実施します。また、急な移住者用として、空き家を借上げ・改修して移住者用として用意します。

また、移住相談員による移住後のケアなどを通し、長く定住に結び付けていきます。

② 情報を発信するまち

仁淀川町には、四季を通しての観光素材があります。また、伝統文化が多く受け継がれ観光の目玉となっています。

このような、観光素材を広く町外に発信し、観光客を誘致するとともに、仁淀川町の魅力を知っていただき、移住に繋げていきます。

施 策 名	主要事業名
移住交流拠点施設の整備	・移住交流拠点施設の改修・整備事業

移住者受け入れ態勢の整備	・空き家登録斡旋事業 ・空き家借上げ・改修事業
情報発信の推進	・仁淀川町情報発信事業

(8) 雇用の拡大による生活基盤づくり

① 活力ある林業のまち

(a) 林業研修制度の推進

即戦力となる林業の担い手から 将来の仁淀川町の林業や木材産業の経営を担う人材、また女性の進出等まで、幅広い人材の育成をめざし、林業家育成事業を実施します。仁淀川町林産協同組合を受付窓口とし、町内の各事業体で、実際の林業に携わっていただき、長期研修を実施します。

研修終了後は、町内で林業に従事していただきます。

(b) 町有林を活用した雇用の創出

仁淀川町の約 90%は山林であり、これを活用し基幹産業である林業を活性化するとともに、大型製材工場で町産材を加工販売することにより、町産材のブランド化が図れます。大型製材工場への町産材の供給のため大幅な木材の増産が必要となっています。林業における間伐施業地は町有林だけでも 500ha 以上あり、年間 50ha 施業しても 10 年サイクルで持続可能な事業展開となります。

このため、各林業事業体の作業班を増やし、雇用の創出を生み出していきます。

② 創業を支援するまち

(a) 雇用に繋がる創業の支援

志ある起業家の幅広い支援を行い、新たな産業の育成や、地域の特性を活かした生活基盤を構築する事業を支援し、雇用を生み出します。

また、就労意欲の高い高齢者に対して就業支援を行うとともに、新しいコミュニティの形成に寄与し、地域の活性化につなげます。

(b) 雇用対策事業の推進

農業や林業にとらわれず、すべてのジャンルでの雇用に繋がる事業を掘り起し、若者に定住するための、職を提供します。

新たな事業を立ち上げ雇用に繋がる事業支援や、地方創生事業を取り入れ、雇用の拡大に努めます。

施 策 名	主要事業名
林業研修制度の推進	・仁淀川町林業家育成事業
町有林を活用した雇用の創出	・町有林間伐事業
雇用に繋がる創業の支援	・仁淀川町創業支援事業
雇用対策事業の推進	・雇用拡大創出事業

第5章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討を進めていくことを基本とします。

また、現行の教育施設、福祉施設、文化・スポーツ施設等の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

第6章 財政計画

1 基本的な考え方

財政計画は、仁淀川町が将来にわたって健全な財政運営を行うための指針として作成するものです。現在の市町村財政を取り巻く情勢は激変しており、将来的な動向を的確に把握することは非常に困難です。

このため、本財政計画は、現在の状況を基本にしつつ、合併による現行制度等の影響を反映し、作成しています。今後は、国が進めている三位一体改革等の変動する社会情勢に臨機に対応し、定期的に修正を加えていくことが必要です。

また、合併による経費節減の効果については推計可能なもののみ反映していますが、変動する社会情勢に対応できる財政基盤を強化するためには更なる経費節減が必要です。

2 期 間

本計画は、平成18年度から令和7年度までの20か年とします。

3 範 囲

財政計画は、普通会計として作成します。普通会計とは、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

4 設定条件

各費目における設定条件は次のとおりです。

(1) 歳 入

項 目	条 件
1.地方税	過去の実績を踏まえ概ね現状で推移する。
2.地方譲与税	令和元年度の見込み額で推移する。
3.各交付金	令和元年度の見込み額で推移する。
4.地方交付税	
普通交付税	令和元年度の算出資料に基づき、激減緩和措置、国勢調査人口、公債費を考慮して推計する。
特別交付税	平成 30 年度実績額を基本に、災害時の特殊要因を見込み、過去の推移に基づき推計する。
5.国庫支出金	投資的経費、扶助費に係るもの、また、影響が大きいものは個別に積み上げ、その他は令和元年度の見込額で推計する。
6.県支出金	投資的経費、扶助費に係るもの、また、影響が大きいものは個別に積み上げ、その他は令和元年度の見込額で推計する。
7.分担金・負担金	令和元年度の見込み額で推移する。
8.使用料・手数料	令和元年度の見込み額で推移する。
9.財産収入	令和元年度の見込み額で推移する。
10.寄付金	令和元年度の見込み額で推移する。
11.繰入金	収支の状況により繰り入れる。
12.繰越金	過去の実績を考慮し 150 百万で推移する
13.諸収入	令和元年度の見込み額で推移する。
14.地方債	まちづくり計画における事業展開の財源として、過疎対策事業債、合併特例債等を見込むこととし、現行制度に基づく、臨時財政対策債等も見込むこととする。ただし、借入額については後年度の負担を踏まえ、適正な範囲で行うものとする。

(2) 歳 出

項 目		条 件
1 人 件 費	①議員報酬	現在の議員定数（10 名）で推移する。
	②委員等報酬	令和元年度の見込み額を基本に推計する。
	③特別職給与	令和元年度の見込み額を基本に推計する。
	④職員給与	令和元年度の平均給与を適用する。
	職員数	令和元年度以降、退職者 4～5 名に対して 1 名採用する。
	⑤その他	令和元年度の見込み額を基本に推計する。
2 物 件 費	① 賃金	令和元年度の見込額を参考に推計する。
	② 旅費	令和元年度見込み額で推移する。
	③ 交際費	令和元年度見込み額で推移する。
	④ その他	令和元年度の見込み額を基本に、影響が大きいものは個別に推計する。
3.維持補修費		平成 30 年度実績額が将来も一定で推移する。
4.扶助費		令和元年度見込額で推移する。
5.補助費等		令和元年度見込額で推移する。
6.普通建設事業費		大型事業は個別計画により試算し、その他は過去の実績により推計する。
7.災害復旧事業費		年度によるばらつきが大きいので、将来も一定推移する。
8.公債費		借入見込額により個別に推計する。
9.積立金		基金の利子分のみ積み立てる。
10.投資及び出資金		平成 30 年度実績額が将来も一定で推移する。
11.貸付金		臨時的な要素が大きく変動が激しいため見込まない。
12.繰出金		事業計画に基づき各特別会計毎に推計する。

歳 入

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	558	622	599	573	558	557	563	553	563	542
地方譲与税	165	115	110	104	100	97	91	86	83	76
各交付金	124	112	102	98	104	95	80	79	84	113
地方交付税	3,636	3,597	3,706	3,708	3,954	3,906	4,101	4,095	3,999	4,064
普通	3,145	3,117	3,238	3,264	3,489	3,419	3,637	3,639	3,664	3,664
特別	491	480	468	444	465	487	464	456	400	400
国庫支出金	271	565	365	1,389	1,133	514	360	688	483	680
県支出金	1,055	940	698	679	912	707	579	460	551	1,705
分担金・負担金	13	41	43	56	63	43	43	43	49	48
使用料・手数料	96	88	82	61	67	71	63	65	59	65
財産収入	15	12	22	27	22	25	27	27	20	25
寄付金	11	3	5	3	3	3	144	6	6	7
繰入金	209	345	148	228	501	566	614	628	542	525
繰越金	360	348	241	291	239	303	192	303	292	353
諸収入	777	236	162	253	55	62	36	44	35	20
地方債	526	776	701	784	1,443	943	1,141	1,212	1,374	2,250
合 計	7,816	7,800	6,984	8,254	9,154	7,892	8,047	8,289	8,140	10,473

歳 出

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	1,268	1,209	1,193	1,203	1,194	1,199	1,199	1,217	1,217	1,290
物件費	1,632	1,011	942	915	812	833	699	743	809	992
維持補修費	70	59	44	43	32	32	29	29	34	61
扶助費	225	243	266	325	381	397	412	441	474	500
補助費	532	520	503	672	552	627	748	561	730	694
普通建設事業費	718	1,444	1,101	2,148	2,539	1,436	1,437	1,646	1,809	3,933
災害復旧事業費	598	369	261	297	90	94	129	72	150	627
公債費	1,393	1,337	1,253	1,142	1,143	1,128	1,297	1,214	1,258	1,329
積立金	524	773	444	653	1,488	1,263	1,130	1,377	677	219
投資及び出資金	1	1	6	18	23	81	1	30	1	1
繰出金	537	593	680	600	597	601	651	667	628	627
合 計	7,498	7,559	6,693	8,016	8,851	7,691	7,733	7,997	7,787	10,273

歳入

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	540	540	540	540	540	560	560	560	560	560
地方譲与税	76	76	76	76	76	178	178	178	178	178
各交付金	113	113	113	113	113	117	117	117	117	117
地方交付税	3,724	3,658	3,647	3,579	3,286	3,326	3,344	3,297	3,237	3,208
普通	3,364	3,302	3,295	3,231	2,941	3,014	3,036	2,993	2,937	2,911
特別	360	356	352	348	345	312	308	304	300	297
国庫支出金	452	452	452	452	452	444	444	444	444	444
県支出金	463	460	486	486	455	554	554	554	554	554
分担金・負担金	48	48	48	48	48	50	50	50	50	50
使用料・手数料	65	65	65	65	65	59	59	59	59	59
財産収入	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
寄付金	6	6	6	6	6	10	10	10	10	10
繰入金	433	305	496	258	466	592	558	524	470	460
繰越金	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
諸収入	20	20	20	20	20	26	26	26	26	26
地方債	2,095	1,495	922	643	668	560	496	465	465	465
合 計	8,207	7,410	7,043	6,458	6,366	6,592	6,512	6,400	6,286	6,247

歳出

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	1,251	1,243	1,221	1,229	1,173	1,202	1,173	1,152	1,119	1,136
物件費	810	968	786	798	782	800	800	800	800	800
維持補修費	34	34	34	34	34	32	32	32	32	32
扶助費	490	490	490	490	490	485	485	485	485	485
補助費	700	700	700	700	700	620	620	620	620	620
普通建設事業費	2,671	1,721	1,093	786	818	1,340	1,273	1,240	1,240	1,240
災害復旧事業費	200	149	149	149	149	200	200	200	200	200
公債費	299	323	317	329	340	1,066	1,081	1,024	944	891
積立金	15	14	13	12	11	47	47	46	46	46
投資及び出資金						0	0	0	0	0
繰出金	635	625	975	617	615	651	651	651	651	651
合 計	8,057	7,260	6,893	6,308	6,217	6,443	6,362	6,250	6,137	6,101



仁淀川町まちづくり計画

発行 高知県仁淀川町

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎200

TEL 0889-35-0111 FAX 0889-35-0571